

傳柳宗元手書「龍城石刻」辨偽

——“神”となった柳宗元

戸崎哲彦

はじめに

柳宗元（773-819）、字は子厚、唐代を代表する文豪・思想家であり、また著名な書家でもあった⁽¹⁾。子厚の真蹟による石刻は、左遷十年に及んだ永州を中心とする湖南地域に多く存在したが⁽²⁾、今日いずれも喪失している⁽³⁾。そのような中、早くから子厚の手書真蹟であると伝承されて来たのが「龍城石刻」と呼ばれるものである。ただしこの実物もすでに失われており、中国広西壮族自治区柳州市の柳侯祠に現存するものは、恐らく清拓によって、1977年に重刻された複製品である。写真「龍城石刻」を参照⁽⁴⁾。旧拓本は北京図書館（現国家図書館）・柳州博物館・広西博物館（南寧市）・上海博物館・台湾中央図書館（現台湾国家図書館）等々に所蔵されており⁽⁵⁾、刻文内容は一致するが、重刻されているために字跡には微妙な相異が見られる。これらの相異点と系統については稿をあらためて考察する。

- (1) 拙稿「桂林南溪山現存李渤、李涉詩文石刻考」（『國文學報』第42期、国立台湾師範大学国文系2007年）。
- (2) 蔡居厚（?-1125）『蔡寬夫詩話』（『苕溪漁隱叢話』卷18）に「柳子厚書法，湖湘間多有其碑刻」。
- (3) 湖南省永州市の愚溪に「鉅鋤潭」三字大書（楷書）、朝陽巖に「漁翁」詩の「唐柳八愚題，明愚復重模」の石刻（草書）が現存し、一説に子厚の書あるいは摸刻とするが極めて疑わしい。
- (4) 現存物については蕭澤昌等『柳州史話』（広西人民出版社1983年 p40）、柳州市石刻研究組『柳侯祠石刻選注』（柳州日報1983年 p22）、柳州市柳宗元學術研究会編『柳侯祠石刻注釋』（広西人民出版社1993年 p8）、『柳州市志』（広西人民出版社1999年）第六卷「碑刻」（p422）等、さらに陳俊「柳州“龍城石刻”之流變」（2010年10月永州柳宗元國際學術研討會交流論文、『第五屆柳宗元國際學術研討會・柳宗元研究論文集』p322-329、また『嶺南考古研究（10）』中国評論學術出版社2010年8月、www.zhgp.com）に詳しい。
- (5) 刊行されているものに『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・唐・029』（中州古籍出版社1989年）所収「龍城刻石」（p130）、『中國西南地區歷代石刻匯編（6）廣西省博物館卷』（天津古籍出版社1998年）「龍城石刻」（p67）、柳州市地方志編纂委員會辦公室編『柳宗元圖傳』（広西美術出版社2004年）「柳侯祠」（p148）がある。

日までの議論で用いられていない史料は多く、ここにあらためてその石刻が韓愈の「柳州羅池廟」に基づいて子厚に仮託した偽作であること、その出現は弘治年間以前に遡れ、恐らく明代前期にあることを考証して、大方の批正を仰ぎたい。

I 「龍城石刻」銘文とその出自

今日までの議論で謂う所の「龍城石刻」とは、喩氏が挙げるように「現残存26字：「龍城柳神所守驅厲鬼出七首福四民制九醜。元和十二年，柳宗元」と刻されているものである。多くは首行「龍城柳」中の二字あるいは三字を以て名づけ、また「石刻」の他に「～碣」・「～銘」・「～碑」とも呼ばれる。本稿では「龍城石刻」と呼ぶ。

宋・許顥『彦周詩話』と清・王錦の説

じつはすでに清代前期に異なる二種の石刻が存在していた。王錦修『〔乾隆〕柳州府志』⁽⁷⁾卷40「雜志」(3a)中の王錦「跋」⁽⁸⁾は二刻の存在について詳細に記録しており、その中で真偽についても触れている。「雜志」中の一条にはまず次のようにある。

柳子厚守柳州日，築龍城，得白石，微辨刻畫〔，曰〕：“龍城柳，神所守。驅厲鬼，出七〔七〕首。福土氓，制九醜。”此子厚自記也。退之作「羅池廟碑」云：“福我兮壽我，驅厲鬼兮山之左。”蓋用此事。

これは南宋・許顥『彦周詩話』（建炎二年1128）の一条である。許顥（1091-?）、字は彦周、紹興十八年（1148）頃に永州軍事判官となっている⁽⁹⁾。永州は子厚の

- (7) 王錦修、吳光昇纂、乾隆二九年（1764）刊。台湾故宮博物院編『故宮珍本叢刊』197『廣西府州縣志』3（海南出版社2001年）所収。
- (8) 『柳州史話』（p41）に「據『柳江縣志』載」として「有姓王者於柳侯柏〔桔〕子園舊址掘得，乾隆二十八年（1763）右江道王錦重修柳侯祠時，將它砌於該祠牆壁」、『柳侯祠石刻選注』（p22）も略同。『柳侯祠石刻注釋』（p8）は「據『馬平縣志』載」。『廣西方志提要』（廣西人民出版社1988年）、『廣西方志佚書考録』（廣西人民出版社1990年）によれば『柳江縣志』なるものではなく、『柳城縣志』の訛であると疑われるが、『〔民國〕柳城縣志』（卷3「金石」）・『〔乾隆〕馬平縣志』・『〔民國〕柳州縣志』（民國二十年鉛印本）にこの条は見えない。
- (9) 『八瓊室金石補正』卷106（14a）「何麒詩」・卷113（22b）「太平寺鐘款」、『〔道光〕永州府志』卷18下「金石略」（14a）「宋何麒『師子巖』詩」、また永州市文化局・永州市文物管理處編『永州石刻拾華』（湖南人民出版社2006年）の何麒「陽華巖詩」（p77）・何麒「獅子巖詩」（p78）に見える。許顥は道州江華県の陽華巖に何麒と同遊しており、何麒は隠退して道州に寓居していた。『〔道光〕永州府志』卷4「學校志」（38b）「宋州學記：郡人何麒撰」『全宋詩』（33）卷1889「何麒」（p20903）小傳に「字子應，青城（今四川灌縣東南）人。

配所であった。許顥は「龍城柳……」の銘文を刻した白石を得たことを「此子厚自記也」と見做し、韓愈「柳州羅池廟碑」（長慶三年823）に見える「福我兮壽我，驅厲鬼兮山之左」を「蓋用此事」と考える。「雜誌」はその下に当時現存の石刻を記録し、考察を加えている。

按：此本許顥『彦周詩話』。是柳侯「劍銘」，原刻書於“白石”，韓昌黎「廟碑」（韓愈「羅池廟碑」）亦云：“白石齒齒。”此明証也。今廟中所刻，並非“白石”，筆法軟弱入時，又書字，不書名，心竊疑之。乾隆二十八年冬，修『志』（『柳州府志』）既竣，選郡邑諸生騰錄，有王生，名進者，手攜家藏斷碣（「龍城石刻」）而來云：“柳侯柑子園舊址在城西，先人文德向家於此。雍正五、六年間，掘土樹藝，忽得此碣。縱五寸，橫一尺四寸，上缺一角，失去‘龍’、‘所’兩字。似屬柳侯故物，不敢私，願請歸之廟。”余拭淨塵封，凝眸熟視，見“年”下書名，又碣尾有“天啓三年龔重得此於[于]柳井中”，小字兩行。其蹟半明半滅，蓋由明季至今，又百有餘年，始湮於井底，旋埋於糞壤，固宜字畫之剝蝕難識也，況龔姓未得以前不知幾經歲月，則其爲古碣可知。稍有疑者，石質不白耳。然此碣書法蒼勁，縱非元和間物，亦是宋人臨摹之筆，勝廟中石刻遠矣。茲已鳩工重修柳祠落成，時即將此殘碣仍砌祠下，以俟識者辯其真贋云。右江道（分巡廣西右道）王錦跋。

この王錦「跋」は極めて重要な記録である。それによれば、乾隆二八年（1763）柳州柳侯祠には二つの「龍城石刻」が存在した。一つは以前より廟内に安置されていた石刻である。范赫「乾隆丁卯（十二年1747）重修羅池廟落成」詩に「寂寞“龍城碑”，淒涼“荔子碑”」⁽¹⁰⁾と詠む「龍城碑」は時代的に見てそれである。他の一つは城西にあった子厚の蜜柑園と伝承されていた址から雍正五・六年（1728）頃に出土したとして王進より献上され、新たに柳侯祠に奉納された。それは以前のものと異なる、いくつかの特徴をもっていた。その一つが末尾の跋文「天啓三年龔重得此於柳井」であり、今人の議論ではこの跋文を有する一方のみが対象とされている。真偽の論はこれについても行われるべきであり、

……（紹興）十三年（一一四一），知邵州，未幾落職，主管台州崇道觀，道州居住（『建炎以來繫年要録』卷一四九、一五〇）というが、『全宋詩（34）』卷1946にも「何麒」（p21759）が立てられており、「字子應」という。同一人物。『全宋文（177）』卷3885「何麒」（p333）には『〔光緒〕湖南通志』卷63「學校・永州府」から「道州學記」を収め、「宋何麒『修學記』」とし、小伝は『全宋詩』卷1889のそれに近い。

(10)『〔乾隆〕馬平縣志』卷10「藝文」。

固より一方が真であれば、他方は贋である。ただし銘文に限っていえば、この新旧二刻は破損部分・書風に若干相異があったが、『彦周詩話』に記載する所と一致していた。本稿では、一方を翻刻と解して、両者に共通の銘文を有する石刻の真偽を考察する。

『龍城録』と『續前定録』

許顥がいう「此子厚自記也」とは、号「河東先生」こと柳宗元の作とされる『龍城録』二卷⁽¹¹⁾の下巻に収める「羅池〔得〕⁽¹²⁾石刻」条あるいは唐・鍾輅の作とされる『續前定録』中の「柳柳州」条を指す。それらに次のようにいう⁽¹³⁾。

羅池北，龍城勝地也。役者得白石，上微辨刻畫云⁽¹⁴⁾：“龍城柳，神所守。驅厲鬼，山左首。福土氓，制九醜。”余（子厚）得之，不詳其理，特欲隱予於斯歟。

許顥はこの全文体を子厚の撰であると信じていた。厳密にいえば許顥の引用の「柳子厚守柳州日，築龍城」は『龍城録』・『續前定録』の「羅池北，龍城勝地也。役者」とやや異なる。そこで別に一本があったことも考えられるが、敷衍した説明であろう。『龍城録』は子厚の撰と考えられており、また『續前定録』には「柳柳州」と題されていたから、許顥の引用では柳州刺史であった時の事として説明する必要があった。

韓愈「羅池廟碑」中の「福我兮壽我，驅厲鬼兮山之左」が子厚の「龍城石刻」に由来するという説は南宋に多く見られる。やや後の周南（1159-1213）「龍城録」に『龍城録』の「羅池石刻」条を節録して⁽¹⁵⁾

- (11) 『柳集』の郭氏濟美堂本（嘉靖1522-1566間）・呂図南本（万曆三八年1610）および『百川學海』本は『河東先生龍城録』、五百家注本（慶元六年1200）四庫全書（文淵閣）本は『柳先生龍城録』、和刻本五百家注本（日本嘉慶元年1387）・莫蓉本（万曆二九1601）は『唐柳先生龍城録』に作る。
- (12) 『百川學海』本および『柳集』の郭本・莫本・呂本は卷首の「目錄」では「羅池得石刻」に作る。五百家注本は「目錄」を欠く。
- (13) 左圭『百川學海』（咸淳九年1273）甲集『鍾輅前定録』後の『續前定録』（7b）、乙集『河東先生龍城録』巻下（5a）による。台湾・新興書局影印、1969年。他に『說郛』・『稗海』・『五朝小説』等にも収める。異同については後述。
- (14) 『韓集』五百家注本は「羅池廟碑」に樊汝霖（宣和六年1124進士）の注を引き、「子厚『龍城録』：“羅池比〔北〕，役者得白石，上有刻劃云：……”」に作ってやや異同が見られるが、銘文部分は同一。
- (15) 『山房集』巻5。四庫全書（文淵閣）、「涵芬樓秘笈」（商務印書館、民国五年）、『全宋文（294）』巻6688「周南」五（p85）に収めるが、涵芬樓秘笈本には誤字脱字が多い。また『全宋文』の「龍城，柳神所守」の断句は誤り。

『龍城録』、柳子厚謫居、次中朝士大夫所聞、凡四十三事。有云：“羅池北、龍城勝地。役者得石刻云：‘龍城柳，神所守。驅厲鬼，于[山]左首。福土氓，制九醜。’欲隱余于斯歟。”其後退之「廟碑」中語、豈推本諸子厚之言歟。”というのも同じ理解であり、また呉子良（1197-1257?）「柳子厚『龍城録』」にも⁽¹⁶⁾

『舊唐書』譏退之為「羅池廟碑」，以實柳人之妄，然余按『龍城録』云：“羅池北，龍城勝地也。役者得白石，上微辨刻書云：‘龍城柳，神所守。驅厲鬼，山左首。福土氓，制九醜。’予得之，不詳其理，特欲隱余於斯歟。”審如是，則碑中所載子厚告其部將（魏忠）等云云，未必皆柳人之妄，而詩所謂“驅厲鬼兮，山之左”，豈亦用石刻語耶。然子厚嘗曰：“聖人之道，不窮異以為神，不援天以為高。”其「月令論」、「斷刑論」、「天說」、「禮說」、「非國語」等諸篇皆此意，而『龍城録』乃多眩怪不經，又何也。

といて懐疑する。このように南宋人には韓愈「廟碑」の文は「龍城石刻」の記事に基づくと考える者が多かったが、『彦周詩話』が最も早いものとして知られていたために、王錦はそれを採用したのであろう。つまり「龍城石刻」は子厚が発見したものであると信じられていたのであり、その根拠はひとえに『河東先生龍城録』を子厚の撰とする点にあった。

では、『龍城録』は果たして子厚の撰であるのか。これについてもすでに宋代から懐疑されており⁽¹⁷⁾、『龍城録』と韓愈「廟碑」に関する南宋人の説についてもすでに清人に否定する者が多い。早くは全祖望（1705-1755）「跋柳州羅池廟碑」⁽¹⁸⁾に

若『龍城録』，為王性之所偽作。其載「羅池石刻」之文，蓋因昌黎詩（韓愈「羅池廟碑」中「迎享送神詩」）中語而附會以成之，非昌黎反用其語也。（呉子良）『木筆雜鈔』乃還取以證昌黎詩，誤矣。

と指弾し、また後に葉廷琯（?-1868）「龍城柳石刻」⁽¹⁹⁾にも

(16) 『荊溪林下偶談』（四庫全書本）卷1（2a）。同文は『木筆雜鈔』（学海類編本「記述」宋撰人闕）卷上（1a）にも見える。

(17) たとえば南宋・陳振孫『直齋書錄解題』卷16「柳先生集四十五卷、外集二卷、別録一卷、摭異一卷、音釋一卷、附録二卷、事迹本末一卷」下に「方崧卿既刻『韓集』於南安軍（淳熙十六年1189），其後江陰葛嶠為守，復刊『柳集』以配之。「別録」而下，皆（葛）嶠所裒集也。「別録」者，「龍城録」及「法言注」五則。「龍城」，近世人偽作」。

(18) 四部叢刊本『鮚埼亭集外編』（乾隆四一年）卷35（7a）。

(19) 黃永年校点本『吹網錄』（同治八年1869）卷3（「新世紀万有文庫」遼寧教育出版社1996

不知『龍城録』乃宋・王銍偽撰，非子厚原書。此條“驅厲鬼”等語，即竊取韓「碑」歌詞為之。彦周翻謂韓「碑」用此，未免為其所愚。

と批難する。王銍（1088-1146）、字は性之。『龍城録』王銍撰説は何遠（1077-1145）『春渚紀聞』巻5、張邦基（1096?-1150?）『墨莊漫録』巻2に見える。

今人の説も柳宗元説と宋人仮託説に分かれる。前者は今日の「龍城石刻」を子厚の真蹟とする立場であるが、後者の代表的なものは陶敏氏「柳宗元『龍城録』真偽新考」⁽²⁰⁾であり、宋代の著録の状況から考証して北宋前期、太祖朝（960-975）から仁宗朝（1023-1063）前期に至る六・七〇年の間にあり、従来いう所の王銍や劉燾（元祐三年1088進士）ではないと結論する。主な根拠は『太平廣記』（太平興國三年978）五百巻・『太平御覽』（八年983）一千巻に見えず、宋代の館閣諸公が知らなかったとは考えられないとする点にある。いわば国家事業として編纂された百科全書に引かれていないのであり、陶氏の説は十分説得力を有する。ただし程傑氏によれば⁽²¹⁾、陶氏は『崇文總目』（慶曆元年1041）に著録されているとするが、実際には著録されておらず、そこで北宋後期、蘇軾より後の作であろうとする。いっぽう『前定録』の作者とされる鍾輅（一作軻）については、一説に大和二年（828）進士であり、崇文館校書郎となったという⁽²²⁾。「前定録序」には「大和中，讎書春閣，秩散多暇，時得從乎博學君子徵其異説。每及前定之事，未嘗不三復本末，提筆記錄」というが、『崇文總目』・『新唐書』（嘉祐五年1060）「藝文志」には一卷としており、今本『前定録』に附す『續前定録』一卷は宋人が鍾輅に仮託した偽作であるとする説を支持したい。ただし李劍国氏は『續前定録』を『龍城録』からの採録とし⁽²³⁾、程傑氏は逆に『龍城録』を『續前定録』の採録と考える。『續前定録』と『龍城録』に共通する内容の条が五つあること、また『龍城録』は「河東先生」子厚の撰とするものであり、『續前定録』は「前定」つまり宿命・予言を集めた書であることから、『龍城録』の中からそれに関する記事として拾って収録したものと見做してよかろう。総じていえば、作者・年代は確定できなくても、北宋時代に柳宗元に仮託し

年、p51)。

(20) 『文學遺産』2005年4期。

(21) 「蘇軾與羅浮梅花仙事」(『南京師範大學報(社会科学版)』2009-2)。

(22) 寧稼雨『中國文言小說總目提要』(齊魯書社1996年)「前定録」(p93)。

(23) 『唐五代志怪傳奇叙録』(南開大学出版社1993年)、『宋代志怪傳奇叙録』(南開大学出版社2000年)。

て『龍城録』が偽撰され、後にその中の「羅池石刻」条が『續前定録』に採られて「柳柳州」条となり、さらに南宋に至って『彦周詩話』等に引用されたと考えられる。

Ⅱ 「龍城石刻」の矛盾と偽作の根拠

以上は書誌学的な観点からの議論であるが、次に、『龍城録』等に見える「龍城石刻」に関する記載内容と出土石刻の銘文との関係から出土石刻が偽造であることを証明し、翻ってその具体的な例を以て『龍城録』・『續前定録』の仮託偽作説にも根拠を加えたい。

1：王錦の懷疑

王錦「跋」は清代に存在した二石刻を比較していくつかの不一致を指摘しており、当初からいくつかの点で懷疑されていた。その中で旧蔵石刻が「筆法軟弱入時」、筆致の柔軟性が今様であるとするが如き書風からの鑑定は筆者の能力の及ばぬ所であって措くとしても、「又書字，不書名」も「心竊疑之」の一つであった。たしかに書者の自署として「子厚」つまり名ではなく字を用いるのは一般的ではない。ただし新蔵石刻のように「宗元」とあったならばこの限りではない。また、『龍城録』・『續前定録』・『彦周詩話』の記載「役者得白石，上微辨刻畫」によれば、銘文は「白石」に刻されていたはずであるが、王錦によれば清初に伝わっていた新旧二刻は共に「白石」ではなかった。ただし王錦が推測するように宋人が原石刻によって臨書摸刻したものであるならば、これも必ずしも偽作とはいえない。

2：唐代避諱との矛盾

石刻が子厚の真蹟であるならば、唐代の国諱は避けられ、代字・缺筆されていなければならない。韓愈「廟碑」の原石は早くから喪失しているが、その宋拓は現存しており⁽²⁴⁾、その中では「世」・「民」を缺筆し、「丙」を「景」に代えている。「龍城石刻」の銘文にも「民」字が使われており、これは唐・太宗(李世民)の諱であるが、現存石刻(重刻)および北図等に蔵する清拓を含む拓本では避諱されていない。ただし宋人が臨書摸刻したのであればこれもその限りではない。

(24) 拙稿「韓愈撰「柳州羅池廟碑」之復原及其廟碑失存年代考略」(柳宗元国際學術研討會編『柳宗元研究文集』広西人民出版社2005年)。

以上はいずれも決定的な根拠にはなり得ない。しかし刻されている銘文そのものが後人の偽作であるならば、当然その石刻も真蹟・摸刻ではあり得ない。

3：銘文の書者の矛盾

『龍城録』等によれば、「白石」に刻された文字、“予言の書”ともいうべき銘文は子厚が発見し、判読することになっている。つまり銘文は未知の誰かによってすでに書刻されていたのであるが、しかし「龍城石刻」の銘文の末には「元和十二年柳宗元」という自署が刻されていた。両者は明らかに矛盾する。子厚自らが銘文を白石に書き写して刻したのでなければ、そのような自署をもつ「龍城石刻」は生じ得ない。実際にそのような銘文のある石刻が発見されたのならば、子厚はその末に自ら署名する必要はなく、また固より子厚はその複製を作る必要もない。「元和十二年柳宗元」の文字は『龍城録』等の記載を知らない者にとっては信憑性を与えたであろうが、偽造した者はこれを書くべきではなかった。自署はむしろ偽作であることを自ら証明する蛇足であり、馬脚を現わすものに他ならない。

今、石刻の銘文が『龍城録』等の記載と酷似するのは子厚の自作とされた『龍城録』等に拠っているからであり、『龍城録』の記載は韓愈「羅池廟碑」に拠ったものであってその逆ではない。以下この点について述べる。

4：韓愈「羅池廟碑」原刻との矛盾

韓愈「羅池廟碑」には子厚が死後に神となって柳州の民を加護することが述べられており、「碑」中の後半「迎享送神詩」に「福我兮壽我，驅厲鬼兮山之左」・「白石齒齒」の句がある。これこそ韓愈「羅池廟碑」が「龍城石刻」によって書かれた証拠であるとするのが南宋の許顛・周南や清の王進・王錦そして今人喻氏等に連なる子厚手蹟説である。

しかし韓愈「廟碑」は「驅厲鬼兮山之左」に作り⁽²⁵⁾、「龍城石刻」は「驅厲鬼，出匕首」に作る。そこで子厚手蹟説に立って韓愈「廟碑」の成立を考えれば、「出匕首」から「山之左」が生まれた、つまり韓愈は「出匕首」を「山之左」に改めたということになる。「驅厲鬼兮山之左」と「驅厲鬼，出匕首」、文字面はやや似ているが、両者の意味は全く異なる。「出匕首」の含意をいかに解釈しても「山之左」の句は生まれ得ない。韓愈が故意に改易したと解釈するには無理

(25) 宋本のみならず、唐刻「廟碑」の宋拓本も同じ。洪邁『容齋三筆』（慶元二年）卷8「吾家四六」の「潼川神加封詞」曰：“駕飛龍兮靈之旂，具嚴渙命；驅厲鬼兮山之左，終相此邦。”の「驅厲鬼兮山之左」も韓愈「廟碑」の句に由る。

がある。ちなみに「廟碑」は「……我，……左」で押韻しているから、これが確かに原文であった。「龍城石刻」も押韻しているが、「出七首」を「山之左」に作ることは原義を全く変えてしまうことになる。韓愈の敢えてすべきことではなく、また能くできることではない。ただし朱熹が「柳州羅池廟」について「此石本“團團”字，初誤刻作“團圓”，後鑄改之，今尚可見⁽²⁶⁾と指摘しているように、石刻「廟碑」中の「團圓」は「團團」の誤であり、刻改の痕跡は宋拓でも確認される。しかし「羅池廟碑」の書者沈佺師あるいは刻工が文意の明らかに異なる、しかも三字から成る一句全体を誤ったとは考えにくい。仮にそうであるとしても、「圓」字のように後に刻改されていてよい。

韓愈「廟碑」の「山之左」から「出七首」が生まれたのであり、それには一つの過程が想定される。王錦「跋」引用の『彦周詩話』は「出七首」に作っているが、宋刻本『百川學海』所収の『龍城録』・『續前定録』・『彦周詩話』をはじめ、諸本では均しく「山左首」に作る。ただ管見によれば若干の例外がある。今それらを一覧表にして示す。「山左首」は○、「出七首」は「●」で示す。

龍 城 録	『韓集』五百家注本「羅池廟碑」樊汝霖注	○
	『柳集』五百家注本（慶元六年1200）	○
	『柳集』濟美堂本（嘉靖1522-1566間）	○
	『柳集』莫睿本（万曆二九1601）	○
	『柳集』呂囟南本（万曆三八年1610）	○
	『百川學海』（咸淳九年1273）乙集	○
	南宋・周南『山房集』卷5引用	?
	南宋・吳子良『荆溪林下偶談』卷1引用	○
	南宋・吳子良『木筆雜鈔』卷上引用	○
	『說郛』百卷本卷72	○
『說郛』百二十卷本卷26	○	
『稗海』第7函	○	
『全唐詩』卷875「羅池石刻」	○	
續 前 定 録	『百川學海』甲集	○
	『說郛』（百卷本）卷100	○
	『說郛』（百二十卷本）卷72	○
	『說郛』（四庫全書文淵閣本）卷72	●
	『學津討原』第16集	○

(26) 『昌黎先生集考異』卷8（7b）。上海古籍出版社影印宋刻本、1985年。

許彦周詩話	『百川學海』丙集	○
	『津逮祕書』第五集	○
	『説郛』(百二十卷本) 卷82	○
	『稗海』第9函	○
	『歴代詩話』本	○
	『四庫全書』(文淵閣本)	○
	『粵西叢載』卷5引用	○
	王錦「跋」引用	●

四庫全書本『説郛』所収の『續前定録』つまり清抄本と王錦引用の『彦周詩話』のみが「出ヒ首」に作るが、これは伝抄上の誤りと断じてよかろう。また周南『山房集』の引用では「于山左」に作るが⁽²⁷⁾、これは「出ヒ首」よりも「山左首」に近い。

『龍城録』およびそれに基づく『續前定録』・『彦周詩話』等は「山左首」に作って一致しているから原文は「山左首」であった。このことは韓愈「廟碑」の「山之左」が「出ヒ首」の改易ではないことを告げており、また「出ヒ首」に作るものは偽作であると考えねばならない。つまり「龍城石刻」中の「出ヒ首」三字は『龍城録』の「山左首」から生まれ、それは韓愈「廟碑」の「山之左」から生まれた。その過程は恐らく以下のものであった。

1) 「驅厲鬼兮山之左」と「驅厲鬼，山左首」の文意は基本的に同じである。「驅厲鬼兮山之左」の句は「廟碑」中の「迎享送神詩」の一部であり、前の「我」との押韻の必要から「左」が句末に配されたのであろう。

ただし「山之左」・「山左首」は、一般的には山の東を謂うが、その文意は理解しにくい⁽²⁸⁾。そこで別字に作る者が現れた。

2) 「左」の字形は「匕」字に似ており、その異体字「𠂔」はさらに酷似する。

(27) 四庫全書文淵閣本、涵芬樓秘笈本。涵芬樓秘笈本には更に「成」(城)・「與」(歟)の誤字、「北」の脱字がある。

(28) 『柳侯祠石刻選注』(p3)・『柳侯祠石刻注釋』(p24)に「山之左：山の東面、鶴山在柳州西郊。或作山下解。“左猶下也”（『史記・文帝紀』注）。『柳侯祠文獻彙編』(p5)に「左：山の東面稱山左。引申爲山外之意」。「驅厲鬼兮山之左」の「左」は名詞であるが、「左遷」のように遠ざける謂いを含む。動詞「左」について『國語・晉語一』の「是左之」の注に「左猶外之」、『戰國・魏策』の「右韓而左魏」の注に「左，遠」。南宋・呉泳『鶴林集』卷11「饒州德興縣思惠廟神封文昭清孝正烈侯制」の「驅厲鬼於山阿」は韓文に倣った句である。あるいは「左」は東を謂い、東は青龍を謂う。「福我兮壽我，驅厲鬼兮山之左；下無苦濕兮高無乾，秬稌充羨兮虵蛟結蟠」という「虵蛟」と関係があるか。

3) 「出」字は「龍城石刻」では異体字「出」つまり「山」を縦に重ねる字体に作っている。

そこで「山之左」が「山左首」に、さらに「出七首」に変化するという過程が想定される。つまり「出左首」は縦書きで「山山左首」四字ともなり、中二字の「山左」は「出左」に近くなるから、「出左首」は「出七首」に変化する。

5	4	3	2	1
出 七 首	山 山 七 首	山 左 首	山 左 首	山 之 左

そこで「首」と押韻させるために「……神所守」と「……制九醜」の句が作られた。さらに「龍城石刻」に見える「福四民」についても同様のことが考えられる。『龍城録』・『續前定録』・『彦周詩話』は「福土氓」に作る。これも「土氓」を「四民」に誤った、あるいは改易したものではなかろうか。

総じて言えば、韓愈「柳州羅池廟碑」中の「迎享送神詩」を踏まえて『龍城録』の「羅池石刻」条が捏造され、それが『續前定録』の「柳柳州」条に採られ、さらにその異聞に基づいて改易（「出七首」、「福四民」）を経て「龍城石刻」が偽造された。全祖望・葉廷琯の指摘は正しいが、「山之左」から「出七首」が生まれたのであり、その前に「山左首」・「山左首」の過程があった。

Ⅲ 「龍城石刻」の翻刻と流布

では、「龍城石刻」はいつ、なぜ偽造され、拓本が流布していったのか。銘文が偽作された理由は翻刻・流布の原因と関係しており、それは銘文の内容に求められる。

護符としての「龍城石刻」拓本

嘉慶三年（1798）に督広西学政、十四年に広西巡撫となっている錢楷（1760? - 1812）⁽²⁹⁾の「柳州謁柳侯祠」詩三首は当時の当地の風習をよく伝えている⁽³⁰⁾。

青青松柏枝，不見龍城柳。惟餘劍銘字，筆法辨跟肘。

傳聞涉洞庭，攜鎮風濤吼。行客爭椎募，登登徹座右。

不知劍與柳，何者神所守。墨雲荔子碑，為護獨南斗。

「劍銘字」とは「龍城石刻」の銘文に「出七首」とあったために謂う。「洞庭」湖を往来する旅人は先を争うようにして椎拓した。なお、「不見龍城柳」とは「龍

(29) 『〔嘉慶〕廣西通志〕卷55「職官表・國朝」、桂林市政府文化研究中心編『桂林旅游大典』（瀋江出版社1993年）「錢楷」（p663）。

(30) 徐世昌『晚晴詩話匯』（民国一八年1929）卷106（中華書局1990年、p4514）。

城石刻」が喪失していたことではなく、前句「青青松柏枝」⁽³¹⁾を受けて石刻にいう「龍城の柳」、子厚が植えた柳樹について謂う。子厚「種柳戲題」（集本卷42）詩に見える。また、やや後の劉棻「柳侯碑并序」（道光九年1829）⁽³²⁾に

碑徑五寸餘，廣尺許，……蓋子厚所書劍銘也。其詞曰：“龍城柳……。”人或言攜其拓本過洞庭，可無波濤之險，亦頗驗。

という「柳侯碑」・「劍銘」も「龍城石刻」である。その「拓本」は洞庭湖の航行者に靈驗あらたかな護符として珍重されたのである。金石学の大家、陸増祥（1816-1882）は太平天国の乱（1851）後に柳州を訪れており、「龍城石刻」を収録して次のようにいう⁽³³⁾。

湘人甚重此碑，相傳：“往來洞庭者，遇風浪，焚此碑於湖，可免險厄。”其信然耶。碑向在馬平，洪逆擾亂後，已失所在。……流傳雖多，日少一日矣。近今所拓，似是翻本。

「龍城石刻」の翻刻流布は、ただ単に当地における、かつての名宦柳宗元に対する敬慕の念による重刻保存の意に出るだけではなく、極めて現実的な理由があった。この石刻は靈力を有するものと信じられており、採拓して広く民間で護符として用いられた。現世利益に出るものであった。そのことを記録する者は多い。同治元年（1862）柳州から陽山県（かつて韓愈の左遷地）に移った常維潮が重刻した「龍城石刻」の跋文にも⁽³⁴⁾

相傳攜墨本過洞庭可避風波，故游者寶之云。

という。これらの記録は一致しており、それによれば、洞庭湖を渡る時に風波を鎮めるといふ伝承があり、そのために旅人、特に「湘人」湘江流域（湖南省）を往来する人は採拓して護符とした。先に挙げた葉廷瑄「龍城柳石刻」にまた張譜梅秀才伯鳳，粵西歸，貽余「龍城石刻」拓本，其文曰：“城柳神一行，‘城’上缺‘龍’字。守驅厲二行，‘守’上缺‘所’字。鬼出七首三行。福四民制四行。九醜五行。元和十二年六行。柳宗元七行。”而第一行前題“石刻”二字，上亦有缺字。後有明人得石題記二行，亦稍漫漶。譜梅言：其地頗重此碣，謂可以辟不若，故游客每求拓本，攜之行。

(31) 『柳侯祠文獻彙編』（p147）は「青青」を「青春」に作る。

(32) 上掲『柳侯祠文獻彙編』（p152）。

(33) 『八瓊室金石補正』卷69（24b）。民国十四年（1925）希古樓刊、『石刻史料新編・第一輯』第7冊。

(34) 拓本は国家図書館蔵（各地7838）。

と記録するのもこの頃のことである。張伯鳳、字は譜梅、山水画家、清人、生卒年未詳⁽³⁵⁾。「游客」とは具体的には「涉洞庭」「過洞庭」「往來洞庭」を謂うことになろうが、「不若」は風波のような自然界の不順を謂うだけでなく、具体的に魑魅魍魎の類をも謂うから⁽³⁶⁾、石刻の「驅厲鬼」「制九醜」を指すのではなかろうか。徐時棟(1814-1873)『煙嶼樓筆記』卷3(1b)には次のようにい⁽³⁷⁾。

梁曜北玉繩『警記』⁽³⁸⁾云：“許周生家藏柳書石刻，其辭云：‘口城柳神所守驅厲鬼出七首福四民制口醜。’末題‘元和十二年柳宗元’。其石乃天啓三年得之柳州井中者。”按：此石，柳州人謂可以鎮妖異。吾友陳子相勸學宦廣西歸⁽³⁹⁾，以一本貽余。上有柳州府縣官三印。石雖泐而字皆可識。……彼處人云：“此石乃子厚手書，可以辟邪鬼。”子相贈余一紙，文與此小異。

「可以鎮妖異」「可以辟邪鬼」であり、洞庭湖の風波を言わない。「上有柳州府縣官三印」の拓本は北図等に現存する⁽⁴⁰⁾。これは発行先を示すものとして石刻の存在・出現に関わるものであり、後で詳考する。また同治十二年に広西を訪れている楊翰(1812-1879?)の『粵西得碑記』⁽⁴¹⁾には

柳子厚「龍城石刻」，相傳能“驅厲鬼”，幾於人各一紙。

という。「驅厲鬼」とは「龍城石刻」中の語。これらの記録は、湖江の航行に限って靈現のある専用の護符ではなく、それを含む避邪除厄息災等、いわば汎用の護符となって広く民間に普及していたことを想像させる。

「龍城石刻」信仰と太平天国の乱

「龍城石刻」の拓本は避邪加護の法力を有すると信じられていたが、驚くこ

(35) 蒋宝龄『墨林今话』(咸豊二年1852)卷6(11b)。中華書局聚珍倣宋版印本。

(36) 『左氏傳』宣公三年に「民入川澤山林，不逢不若」、注に「若，順也」、箋に「不若，即魑魅罔兩也」。

(37) 『歴代筆記小説集成・清代筆記小説(20)』(周光培編，河北教育出版社1994年)所収(寧波鈞和聚珍版印本)。

(38) 卷7「雜事」(8b)。梁玉繩(1745-1819、字は曜北)撰、嘉慶五年(1800)刊『清白士集』(「警記」は卷18-24)。『清代學術筆記叢刊』(学苑出版社2005年)所収。

(39) 陳勸、字は子相。道光十七年(1837)拔貢。

(40) 『北京圖書館藏中國歴代石刻拓本匯編・唐・029』(p130)「龍城刻石」、同書『清・074』(p6)「宋思仁摩龍城刻石并銘」。また前掲の陳俊「柳州“龍城石刻”之流變」によれば柳州博物館にも所蔵されている。

(41) 不分卷、43b。光緒二年(1876)成書。民国十三年羅氏校印本。序に「同治壬申(十二年)游粵西」。

とに同治年間の初(1862)には南京等長江下流域一帯にまで広まったらしい。郭則澐(1882-1946)『十朝詩乘』(民国二四年1935)巻20「馬端敏遇刺」に興味深い記録が見える⁽⁴²⁾。

柳子厚『龍城録』載：“龍城在柳州羅池北，有石刻云：‘龍城柳，神所守。驅厲鬼，出七首。福士氓，制九醜’凡十八字。”同治初年，金陵既定，兒童競歌是語，以為兵燹甫平，誦之以驅厲祈福也。迨馬端敏遇刺，周彥升謂其應讖，因作「龍城謠」云：“龍城柳，神所守，驅厲鬼，出七首。七首出，日無光。柳星正對連天張，兩江制府坐堂皇。材官騎將紛趨蹌，京口健兒東急裝。一手偃抑轟中央，綠營員弁走且僵。兵必露刃劍耀鋌，是日校士門關防。飛鳥不到輿蓋旁。戟轅令下如秋霜。鈴下肅靜旗飄颺，但聞播鼓聲琅琅。白日照案風動裳，忽然走卒來僇攘，濡縷彷彿背有芒。賊刃大府如割羊，衆手搏賊如虎狼。賊顧而笑神揚揚，詰賊何名張文祥。朝命嚴訊賊主張，賊對不對無懼惶。吁嗟乎，世間怪事無不有，龍城柳，出七首。”是日端敏莅校場閱式，突有人……遽出七首搥端敏。……訊之無確供。或謂……，或疑……，又或謂……。究皆臆測之論。

ここに挙げる歌は中国史上有名な太平天国の乱(1851-1864)とその後に起きた清代四大奇案の一つ馬新貽暗殺事件(1870)を詠んだものである⁽⁴³⁾。洪秀全を天王に奉じ、「奉天討胡(満洲王朝)」を掲げて決起した太平天国軍は「粵」広東・広西から北上して南京を陥落し、天京と改名して江南を支配したが、兩江総督曾国藩とその弟曾国荃等の率いる「湘軍」が「粵匪」と連戦し、同治三年(1864)に鎮圧した。この時、凱旋で沸いた南京一帯で「龍城石刻」の銘文が童謡となって広まったという。その後、曾国藩は江蘇・浙江・安徽・江西の軍政を掌

(42) 卞孝萱等点校、福建人民出版社2000年(p836)。

(43) 共に近年映画でも上演されて人気を博した。映画「投名状(日本名はウォーロード)」(2009年)は太平天国の乱を、映画「刺馬(ブラッド・ブラザーズ)」(2004年)は馬新貽暗殺事件を題材にしたもの。小島晋治『洪秀全と太平天国』(岩波現代文庫2001年)、増井経夫『太平天国』(岩波新書1951年)、西順蔵『原典中国近代思想史(1)アヘン戦争から太平天国まで』(岩波書店1976年)、菊池秀明『清代中国南部の社会変容と太平天国』(汲古書院2008年)、また陳舜臣『太平天国』(講談社1988年)、市古宇三『洪秀全の幻想』(汲古書院1989年)、近藤秀樹『曾国藩』(人物往来社1966年)、叢小榕『太平天国を討った文臣曾国藩』(総合法令出版社2000年)等、後者については中田吉信「清代回教徒の側面一馬承蔭と馬新貽と一」(『東洋學報』36巻1号、1953-6)がある。「張文祥刺馬」は瀬戸宏『中国話劇成立史研究』(東方書店2005年、p51、p101)によれば清末・民国期に演劇界で主要な演目の一つとなっていた。

握し、湘軍もこの一帯に残留して勢力を拡大する。湘軍は曾氏の郷里である湖南（湘郷県）の出身者を中心にして地縁・血縁・師弟等、いわば私人的関係によって組織された義勇軍であった。同治七年（1868）、事態を憂慮した西太后は馬新貽（諡は端敏）を両江総督に任じて統制を図らんとするが、九年、張文祥によって刺殺され、朝野は騒然とする。馬新貽殺害の理由、その黒幕は誰なのか、清末の一大疑獄となった。このような歴史を背景として当時の文人周彦升が「龍城石刻」の銘文を踏まえて作ったのが「龍城謠」である。なお、後に陸増祥が「碑向在馬平，洪（秀全）逆擾亂後，已失所在」というが、喪失はこの事件と関係があるろう。

「龍城石刻」は龍城神「出七首」による鎮護を啓示する誓約であり、湘軍はその破魔剣の法力によって「粵匪」太平天国軍、つまり天主教を宗旨として清朝（満洲王朝）と中国の伝統文化の破壊を展開していた邪教武装集団を殲滅した⁽⁴⁴⁾。かくして「龍城石刻」は湘軍の活躍を通して太平天国の乱の平定に一役を果たし、その名は遠く江南地域まで知られるようになった。

「龍城石刻」と柳毅説話

湘軍の凱旋はなぜ「龍城石刻」の銘文を以て頌歌されたのであろうか。湘軍は「龍城石刻」にいう龍城神の軍隊とでもいうが如くである。湘軍はその銘文を旗印にしたり、唱えたりしたことがあったのだろうか。仮に湘軍が「龍城石刻」銘文と何らかの関係があるならば、湘軍が湖南で編成された軍隊であり、「龍城石刻」が洞庭湖の風波を鎮静するという伝承との関係が考えられるが、しかしそもそも柳州にあった石刻がなぜ洞庭湖のある「湘」地域で珍重され、信仰されたのか。柳州は「粵」広西にあり、洞庭湖は「湘」湖南にある。両地は遠く離れており、しかも五嶺の南北にあつて接続しない。清・戴延年『秋燈叢話』（全一卷）の「柳柳州劍銘」条は両者の接点となる謎を解く貴重な史料である⁽⁴⁵⁾。

“柳[龍]州[城]柳，神所守。驅厲鬼，出七首，福四民，制九醜。元和十二年，柳宗元。”共二十六字。後刻“天啓三年，龔重□得此於柳□井中”。今人鈐

(44) なお、洪秀全も夢の中で上帝ヤハウェから破邪の剣を賜って邪惡の撲滅を託宣されて布教活動を開始しており、「龍城石刻」銘文と興味深い類似性がある。いわば中国の正剣と西洋の邪剣との衝突である。ただし湘軍の決起や童謡等による宣揚でそのような対比が意識されていたかは分からない。

(45) 楊復吉『昭代叢書・戊集續編』（乾隆五九年1794序）卷23（上海古籍出版社影印道光十三年刊本、1990年、p1016）。

以柳州府及經歷司、柳城縣三印，以代土物贈遺。余跋云：“右碑天啓間出之柳州井中，石已刊闕而摹搨如市，余初疑好古者之多，後知俗傳洞庭君柳毅乃侯之族裔，湖湘賈佩此，以避風浪之險，且云‘必鈐以印篆，始著靈應。’嗚呼，世俗之惑不足辨，惜其以古人名蹟視作公家牘耳。”

「洞庭君柳毅」とは宋元の雑劇「洞庭湖柳毅傳書」等以来広く民間にも知られていた説話、わが国の浦島太郎の話に似ている龍宮譚の一つである。それは、洞庭湖の龍神の娘が嫁ぎ先で虐待されているのを科挙試験の帰路にあった青年柳毅が助けて龍神より歓待を受け、後にその娘と結婚するという大団円の綺譚である。その英雄柳毅は「侯之族裔」であり、そのために「龍城石刻」には洞庭湖の主である水神の操る風波を鎮める法力があると考えられていた。一説によれば「湖南省南部に位置する郴州を中心として柳毅は数多く祀られている。郴水は湘水の上流に位置し、下れば洞庭湖に通じる。柳毅は清代においてこの地方では南方から北上する船旅の安全を守る風濤よけの神として信仰をあつめていた」⁽⁴⁶⁾というが、これは柳毅を郴州（湖南省の東南、今の郴州市）の人とすることによる⁽⁴⁷⁾。

この話柄は固より荒唐無稽な伝奇に過ぎないが、子厚「謫龍説」（巻16）も同じような龍女を伝えており、艶やかな衣装を身に着けた妙齡の美女が貴公子達にからかわれて憤怒し、天帝から地上に謫せられた者だといって七日目に龍となって天に昇ったという、『竹取物語』の如き逸話であるが、直接の関係は無い。また、中唐の李朝威「柳毅傳」（一作「洞庭靈婚傳」）に始まり⁽⁴⁸⁾、「傳」では唐「儀鳳中」のことであり、「還湘濱」「長於楚」とするから、明らかに子厚の後裔ではない。しかし湖南の民間ではこの説話が伝承されて柳毅が柳宗元の後裔であると信じられていたらしく、そこで柳宗元の真蹟とされた「龍城石刻」の拓本が洞庭湖の風波を鎮める護符として湖湘の人に珍重されたのである。誠に「世

(46) 中田明日香「龍女との結婚—唐代伝奇「柳毅伝」考」（『人文学報』198、1988年、p157）。これは澤田瑞穂『中国の民間信仰』（工作舎1982年）「龍宮伝書—水神に手紙を届ける話」（p241）に拠ったものではなかろうか。

(47) 『中国の民間信仰』（p241）は、清・劉猷廷『廣陽雜記』巻3に柳毅は郴州の出身であるといい、さらに清・東軒主人『述異記』巻上「洞庭神君」に洞庭君は柳毅であり、「郴州の士子が省試に赴くもの廟に詣でて祭れば、風濤に遭っても安全に渡ることができる」ということ等々を紹介している。

(48) 『太平廣記録』巻419「柳毅」条や『類説』に引く晩唐の陳翰『異聞集』に見える。寧稼雨『中國文言小説總目提要』（齊魯書社1996年）「柳毅傳」（p85）。

俗之惑不足辨」ではあるが、「必鈐以印篆，始著靈應」、柳州の官印を押したものが靈驗あらたかであるというから、柳州では公認されていたのである。戴延年は天啓三年跋本の発見された乾隆二八年後にして乾隆「甲辰」四九年（1784）までの間、「粵西」にいた⁽⁴⁹⁾。恐らく柳州で拓本を入手したのであり、伝承の記録は信頼するに足る。

湖南の民間において「龍城石刻」と洞庭湖伝書説話が柳宗元と柳毅が「族裔」であることによって関係づけられ、洞庭湖を介して龍城神と英雄の結合を見た。ここに至って石刻拓本は「以代土物贈遺」、護符として広く流布していったのであり、また、かくして湖南から出動した湘軍が神軍として讃えられたのである。それを容易にしたもう一つの要因が石刻の冒頭にいう「龍城」二字であろう。湖南の民間において「龍城」はもはや柳州の地名などではなく、龍神の棲む城、龍宮の意味に取られていたのではなかろうか。「龍城」等の官印が押されていたが、庶民は篆書（満文を含む。後述）は読めず、恐らく「龍城」の神が加護するものという認識があっただけであり、さらに目に入るものは有り難い州官の朱印であって、お上に認可された護符が逆に信頼性を高めるものであったことは想像に難くない。

「近今所拓，似是翻本」、「龍城石刻」が翻刻・拓印されて洞庭湖周辺で護符として珍重されたのにはこのような背景があった。しかし「龍城石刻」には龍城神が「驅厲鬼」「制九醜」するとあり、必ずしも風波を鎮めるものではない。洞庭湖柳毅説話との融合には柳州における柳侯祠祭祀と関係があると思われる。じつは護符とされたのは「龍城石刻」拓本だけではなかった。

護符としての「荔子碑」

子厚に関する石刻を護符とすることは早く先の全祖望「跋柳州羅池廟碑」にも見える。しかし「龍城石刻」とはやや異なっている。

世所傳「柳州羅池廟碑」一紙，必以太守印署之，予異而問焉。柳人對曰：“吾柳江中時有風浪，若取太守所印碑以過，輒無恐，故相沿用之也。”

(49) 同書に附す楊復吉「秋燈叢話跋」に「葍碎（戴延年の字）別余十有二年矣，今夏（乾隆四九年1784）自粵西旋裏，僑居松陵，空谷聞登，且得快讀別後等身著作，『叢話』其一也。憶乙未歲（乾隆四〇年）校録瀕行所贈『吳語』，不勝暮雲春樹之感，茲得數心晨夕欣賞奇文，慰藉奚似“何當共剪西窗燭，卻憶巴山夜雨時。”玉溪生良非欺我。甲辰（乾隆四九年）中秋日同郡楊復吉識」。また『昭代叢書・丁集新編』卷23（p689）「吳語跋」に「辛卯（乾隆三十六年1771）出都時舉出贈余。……乙未夏日同郡楊復吉識」。

これも拓本が護符とされたことをいう。柳州「太守印署」とは、先の「必鈐以印篆，始著靈應」であり、「上有柳州府縣官三印」・「今人鈐以柳州府及經歷司、柳城縣三印」である。しかしその拓本は「柳州羅池廟碑」であって「龍城石刻」ではない。清初の王士禎(1634-1711)『池北偶談』(康熙四〇年1701)巻26「談異七」の「羅池碑」条にも同様の記録が見える⁽⁵⁰⁾。

「柳州羅池廟碑」“荔子丹兮蕉黃”一石尚存，相傳為蘇文忠公書。估客過柳江者，搨一紙，即無風波之虞。亂後失去，雜入築城磚石中，每當築處，城輒圯。有司知其異，物色出之。今置廟中。南禮部鼎甫廷鉉嘗理柳州，為予言。

柳州府推官であった南廷鉉(順治十四年1657任)⁽⁵¹⁾から直接聞いた話であるといい、また全祖望の伝える「柳人」の話にも符合するから信憑性は高い。現物で確認することはできないが、西安碑林博物館にも蘇軾書「荔子碑」が所蔵されており、それは清三官印を有する拓本によって重刻されたものであるという⁽⁵²⁾。ただし韓愈撰「柳州羅池廟碑」の原碑はすでに存在しておらず⁽⁵³⁾、全祖望のいう「柳州羅池廟碑」は王士禎のいう「蘇文忠公書」つまり「廟碑」の後半部分「迎享送神詩」を蘇軾が書した碑刻(嘉定十年1217)を指す。「荔子丹兮」で始まるために「荔子碑」とも呼ばれた。柳侯廟に現存する。

また、流布の地域や記録の年代にも違いが見られる。王士禎・全祖望等、「荔子碑」を謂うものは広西柳州周辺の「柳江」といい、錢楷・劉棻・常維潮・葉廷瑄・戴延年・陸增祥等、「龍城石刻」を謂うものは「洞庭湖」という。王・全等は清代初期の人であり、錢・劉・陸等は清代後期の人であるから、時代による相異、つまり「羅池廟碑」から「龍城石刻」に代わり、それに伴って伝播して地域も拡大したかのようであり、また、錢楷等のいう所はいずれも碣尾に跋文「天啓三年襲重得此于柳井中」をもつ「龍城石刻」であり、これは乾隆二八年(1763)に民間から献上されて柳侯祠に奉納されているから、この出現が契機になっているように思われる。しかしどうもそうでない。そのことはそれ以前に「龍城

(50) 『筆記小説大観』(江蘇広陵古籍刻印社重刊1983年)第16冊『池北偶談』(上海進歩書局本)巻26(8b)。

(51) 『〔乾隆〕柳州府志』巻21「秩官」(4b)。

(52) 「蘇東坡“書中第一碑”『荔子碑』之原刻拓片」(今博收藏網 <http://col.cacbo.com>, 2010. 2. 24) に「在西安碑林博物館，也有覆刻的“荔子碑”。此碑據清代鈐蓋有三方官印的羅池廟拓本」。

(53) 拙稿「韓愈「柳州羅池廟碑」撰文及立碑年代考辨」(『廣西師範大學學報(哲學社會科學版)』2007-12)。

石刻」を摸刻するものがあり、また拓本を売ることを生業とする者もあったことによって証明される。この点について述べる前に先ず洞庭湖と柳江における航行の安全祈願という接点について究明しておかなければならない。

羅池廟の祭祀儀礼と湖湘

柳州刺史柳宗元は当地柳州で死して神となった。その名は州署の近くに在った羅池にちなんで“羅池神”と呼ばれ、その神格化は唐代から始まった。『舊唐書』巻160「韓愈傳」は「若南人妄以柳宗元爲羅池神，而愈撰以實之」といって非難する。子厚が配地で非業の死を遂げた三年後、李儀に神の降崇があったのを機にして柳州の民が鎮魂のために友人韓愈に撰文を求めたのが「柳州羅池廟碑」であり、その篆額には「羅池神碑」とあった⁽⁵⁴⁾。その「廟碑」の末にある、柳州の民のために作った「迎享送神詩」は次のような、ある奇妙な光景の描写から始まる。

荔子丹兮蕉黄，雜肴蔬兮進侯堂。

侯之船兮兩旗，度中流兮風泊之。

待侯不來兮，不知我悲。

侯乘駒兮入廟，慰我民兮不嘖以笑。

丹色に実った荔枝、黄色く熟した芭蕉の実、様々な供物が「侯堂」柳子厚を祀った廟堂に捧げられる。柳侯の乗る船は柳江まで来るとその中流で風波に阻まれ、柳州の民はこれを悲しむ。しかし柳侯はついに江を渡り、上陸すると駒に跨って廟に入り、笑みをたたえて我等柳民を慰める。

これは「羅池神」と化した柳子厚出現的一幕である。韓愈の脳裏には刺史として赴任した柳子厚の到着当初の州民歓迎の光景が浮び、『楚辭・九歌』の祭祀歌「湘君」・「湘夫人」中のイメージをふまえて創作したのではなかろうか。神を迎えた後、この詩の後半には「福我兮壽我，驅厲鬼兮山之左」等、柳州の民を災厄から守り、豊稔をもたらすという神への祈願が述べられ、それを受けて「我民報事兮無怠其始，自今兮欽于世世」、柳州の民が柳侯への祭祀を怠らず、子々孫々相伝してゆくという誓約で結ばれる。いわば神との契約である。これについて北宋の朱廷玉「羅池廟碑全解」は興味深い記録を残している⁽⁵⁵⁾。

(54) 「觀察支使……陳曾篆額；長慶元年正月十日，桂管都防禦先鋒兵馬使……孫季雄建立」。詳しくは拙稿「韓愈撰「柳州羅池廟碑」之復原及其廟碑失存年代考略」（柳宗元国際學術研討会『柳宗元研究文集』広西人民出版社2005年）。

(55) 『韓集』詳注本・五百家注本等の「羅池廟碑」中の注に引く。『全宋文（130）』巻2822

予在太學時，嘗以「碑」中祭神事問湖湘士人，皆云：“柳人迎神，其俗以一舡、兩旗，〔置〕木馬、偶人於舡，作樂而導之。登岸而趨於廟。”然後知：公（韓愈）託意創辭，其旨深矣。故曰“侯之舡”矣。

一艘の船と二本の旗、木馬と人形（神）、楽隊の先導する中、神は江から岸に登り、廟に向かう。この「湖湘士人」湖南地方の人が語ったという柳州の神事は韓愈「羅池廟碑」の記載に似ており、相当早くから、恐らく唐代から「廟碑」に遵って行われてきたことを窺わせる⁽⁵⁶⁾。誠に「欽于世世」であった。朱廷玉の記録によれば、このような祭祀儀礼は宋代に至っても柳州で行われていた。蘇軾が韓愈「廟碑」の「迎享送神詩」の部分のみを大書したのも恐らく「迎享送神詩」に則った祭祀が行われていたからであり、この「詩」を神との契約の如く感じたためではなかろうか。なお、蘇軾は海南島に追放された際、陶淵明と柳宗元を「南遷の二友」としてその詩文に親しんだ⁽⁵⁷⁾。

不可解なのは「柳人」柳州人の「祭神事」であるにも関わらず、「湖湘士人」に尋ねていること、また「湖湘士人」は皆そのことをよく知っていたということである。「在太學時」に柳州あるいは広西の出身者が偶々いなかったに過ぎないとしても、なぜ遠く湖南の人にまで伝わっていたのか。また、注目したいのはこの祭祀儀礼で神が船で江を渡るシーンが中心に据えられており、しかも風波の中をついに無事に渡るという設定である。柳州での「偶人於舡」の儀礼は城を抱くようにして流れる柳江で行われたであろうが、子厚が城内から柳江を渡って対岸にある魚立峰・鷺山・馬鞍山等を何度も訪ねていることは多くの詩文に具さであり、風波によって立ち往生したとは考えられない。長安から柳州までの道程にあって最も風波に阻まれて危険であったのは洞庭湖及びその南の湘江口付近であったはずである。かの有名な范仲淹「岳陽樓記」に「若夫霪雨霏霏，連日不開，陰風怒號，濁浪排空，日星隱曜，山岳潛形，商旅不行，檣傾楫摧，薄暮冥冥，虎嘯猿啼」と描き、また子厚も「汨羅遇風」詩（巻42）に

（頁4029）に「朱輅，字廷玉（一作廷圭、廷珪），號山叟，眉山人。與唐庚游，蓋哲宗、徽宗間人。……著有『羅池廟碑全解』」というが、朱輅の字であったかどうか、つまり同一人物であるかどうか検討の余地がある。拙稿「中国柳州市柳侯祠藏柳宗元石刻遺像考」（『彦根論叢』386号、2010年）。

(56) 陳景雲『韓集點勘』に「“侯之船兮兩旗”五句，按：舟中樹兩旗設寓馬以迎神，此嶺外祀神舊俗，見南宋臨邛韓本注（朱廷玉）。蓋侯船及乘駒諸句皆紀其實也」。

(57) 「與程全夫十二首」其十一に「流轉海外，如逃空谷，既無與晤語者，又書籍舉無有，惟陶淵明一集、柳子厚詩文數冊，常置左右，目為二友」。

屈原の故事を踏まえて「為報春風汨羅道，莫將波浪枉明時」と詠む。柳宗元渡来祭祀が湖南でも行なわれていたことを証する資料を知らないが、柳毅説話は柳州での渡来祭祀と湖南へのその伝播を結ぶ接点となった。

「龍城石刻」の拓本護符が「傳聞涉洞庭，攜鎮風濤吼」「湖湘賈佩此，以避風浪之險」となるには「俗傳洞庭君柳毅乃侯之族裔」だけでなく、「度中流兮風泊之」の要素が必要であり、それは「龍城石刻」ではなく、「廟碑」の方に示されていた。そうならば少なくとも航行安全に向けての「龍城石刻」の護符化は、「廟碑」に基づく柳州での航行安全祈願の祭祀から、二次的に生まれたものであろう。「廟碑」に基づく航行安全の祭祀は北宋以前から行われていたであろうが、「龍城石刻」の出現は固より『龍城録』の成立以後であり、おそらく明代に入ってからのものであろう。その背景には羅池神柳宗元が示したとされる靈異による柳宗元信仰がある。以下この点について述べる。

IV 「龍城石刻」偽造の出現

清の金石家王昶は「柳宗元龍城石刻」について「自歐、趙以來，皆不見著録」⁽⁵⁸⁾という。『龍城録』が柳宗元に仮託して偽撰されたのが北宋であれば歐陽脩・趙明誠等が著録しているはずはないが、南宋の間にも『許彥周詩話』等に『龍城録』が直接引かれており、かつ引用の銘文も「出匕首」に作られていないから、「龍城石刻」が存在していたとは考えにくい。ではいつ偽造され、世に通行するようになったのか。

清初における「龍城柳」劍の偽造

清初に「龍城石刻」の銘文を避邪祓厄の厭勝護符として「匕首」つまり短劍そのものを偽造する者が現れている。江霞「龍城柳劍銘記」（乾隆二四年1759）⁽⁵⁹⁾に次のようにいう。

「龍城柳」石刻，事雖見於『彥周詩話』，而其文之義鮮有識為劍銘者。今秋晤關庚園，云：“先子外大父郭氏曾於康熙五十三年桂林東郊外治舍旁地浚井，得古劍一枚，長約二尺，脊間篆銘一行，即「龍城柳」之全文在焉。其鑄自何匠，銘自何年，俱莫可考。而玩其文義，於銘劍為合，則子厚所書，即此無疑也。外大父遂贈先子佩之，先子肄業書院中，以文字受知於郡守吳公名

(58) 『金石萃編』（嘉慶十年1805）卷107（5a）。『石刻史料新編・第一輯』第3冊。

(59) 『〔乾隆〕柳州府志』卷36「藝文」（45a）。

元臣者。吳公見所佩劍，知為元和法物，愛玩不忍釋手，因取以北去。”嗚呼，吾因之有感矣。神物不終晦，而其顯也有時，一劍銘也，許氏但載其文，而不詳其義之所屬，幸而郭出之井，以授關，關又轉以畀吳，迄今已數十載，劍之存亡不可知，而柳侯之書以銘劍者，自足流傳於千古也。雖然，非庚園好古，拳拳不忘先物，又烏從而證之也哉。

「龍城柳劍銘記」は「龍城石刻」と同じ銘文を有する古剣との関係を説明する。「先子」は関庚園の亡父を謂うが、「外大父郭氏」と共にその名は未詳。吳元臣は江蘇省宜興の人、康熙五一年（1712）に桂林知府となり、五五年に離任⁽⁶⁰⁾。康熙五三年（1714）、桂林の井中で拾った剣の背に「龍城石刻」の銘文が篆書で刻されていた。「古剣一枚，長約二尺」は銘文中の「匕首」を謂う。旧蔵石刻は乾隆二八年（1763）以前に柳侯祠に置かれており、この古剣はその約半世紀前に出土しているから、これにヒントを得て柳州で石刻が偽造されたとも考えられようが、なぜ桂林の古井中に在ったのか。古井に在った点は「天啓三年」跋文の新蔵石刻も同じであるが、柳州の柳井であり、古剣はその銘文から見ても柳州に在るべきものである。

じつは桂林出土の古剣はまっかな贋物であり、柳州にあった「龍城石刻」を知る者が銘文の内容上から本来は剣に刻銘されているべきものとして刀身に銘文を篆刻して偽造したのである。「外大父遂贈先子佩之，先子肄業書院中……」というから、恐らく祖父は贋物として作り、ただ避邪祓厄の護身用として外孫にプレゼントしたに過ぎないであろうが、世代が替ると粉飾されて語られるようになった。そのことは以下に見るように「龍城石刻」拓本が桂林で古剣が出土する以前、明代から柳州で通行していたことによって明白である。柳州ではなく、桂林で出土したとする理由もそこにある。また剣銘の偽造によって、清代初期、柳州の北に位置する桂林あたりでは「龍城石刻」は一般にはあまり知られていなかったことが知られる。拓本護符も桂林一帯には普及していなかったであろう。

明代後期における「龍城石刻」の重刻

明代の旅行家として著名な徐霞客弘祖は柳州を訪れ、次のように記録している⁽⁶¹⁾。

(60) 『〔嘉慶〕廣西通志〕卷43「職官表・國朝」の「康熙五十一年」の条。

(61) 褚紹唐・吳應壽整理『徐霞客遊記』（上海古籍出版社1980年）卷3下「粵西遊日記」（p367-369）。

十六日：……出東門，過唐二賢祠，由其內西轉，為柳侯廟。柳侯碑在其前，乃蘇子瞻書「韓文公詩」。其後則柳墓也。余按『一統志』⁽⁶²⁾，柳州止有劉蕡墓而不及于厚，何也。容考之。急趨天妃(廟)。……十八日：……又西過唐二賢祠，覓搨碑者家，市所搨「蘇子瞻書「韓辭」」二紙。更覓他搨，見有「柳書「羅池題石」」一方，筆勁而刻古，雖後已剝落，而先型宛然。余囑再索幾紙，其人欣然曰：“此易耳，即為公發硎出一石搨，乃新摹而纔鐫之者。”⁽⁶³⁾問：“舊碑何在。”曰：“已碎裂。今番不似前之剝而不全矣。”余甚惋惜，謝其新搨，祇攜舊者一紙并「韓辭」二大紙去。

徐霞客は柳侯廟近くで二種類の拓本を購入している。その一つ「蘇子瞻書韓文公詩」と「蘇子瞻書韓辭」は同一物、いわゆる「荔子碑」である。柳侯祠に現存。全套本は縦2.3m、横1.3mもあり、ゆえに「大紙」という。他の一つは「柳書羅池題石」であり、これは柳宗元の書した「羅池」の題字を謂うようにも読めるが、歴代の石刻著録史料および方志にそのような碑刻が伝わっていた記録はなく⁽⁶⁴⁾、仮に偽刻であるとしてもそのようなものが存在したならば何らかの記録があつてよいが、そもそも「柳書」といって「羅池題石」と呼ばれ、かつ簡単に鐫石して椎拓でき、小さくて「筆勁而刻古」という特徴を満たすものとしては「龍城石刻」しか考えられない。「羅池題石」と呼ぶのは、それが羅池廟に置かれていたためではなかろうか。あるいは『龍城録』は条を「羅池石刻」と題して「羅池北，龍城勝地也」といい、また清拓「龍城石刻」の首行「石刻」二字の上に二字以上四字以下の缺字があるから、それが「羅池石刻」であつたために呼ばれたのであろうか。

その「舊碑」は「後已剝落，而先型宛然」「已碎裂。……剝而不全」、後部は破損していたが原型は想像できた。また、「即為公發硎出一石搨」「乃新摹而纔鐫之者」の記録からは、当地で摸刻が重ねて行われていたことが窺える。恐ら

(62) 『大明一統志』卷83「柳州府・陵墓」(26a)。『嘉靖廣西通志』卷38「陵墓・柳州府」(8b)も同じく劉蕡墓のみ。柳宗元墓は南宋末に馬平県から柳城県に移された。後述。ただし『明統志』の前であつて『寰宇通志』(景泰間)卷207「柳州府・墳墓」(21b)には「柳刺史墓：在府城羅池廟西。唐柳宗元卒，葬于此」と記載する。

(63) 緒紹唐等校点本は「其人欣然曰：“此易耳。”」とするが「曰」は「一石搨」あるいは「纔鐫之者」まで含むであろう。ただし「乃新摹而纔鐫之者」は小字で書かれるべき注記であつた可能性もある。

(64) 羅池の西南隅に現存する「羅池」大字の碑刻は康熙六年(1667)立の「羅池廟界址碑記」。『柳侯祠文獻彙編』(p84)、『柳宗元圖傳』(p144)に詳しい。

く「荔子碑」よりも小さくて安価であったために品薄になるほど売行きが良かったのであろうが、それは徐霞客のような蒐集家が多かったからではなく、流通の裏に民間の需要があったのであり、それは護符として使用されていたからであろう。『秋燈叢話』にいう「摹搨如市」はすでに明代から始まっていた。

徐霞客が柳州を訪れたのは崇禎十年（1637）六月のことである。王進が乾隆二八年（1763）に州府に献上し、柳侯祠に奉納された「龍城石刻」は「雍正五、六年間、掘土樹藝，忽得此碣」して家蔵されていたものであるという。仮にそれが事実であるとしても、徐霞客の記録によれば、雍正六年（1728）の約百年前に石刻が存在していたわけであり、しかも当地で簡単に摸刻されていたとなれば、王進家蔵石刻そのものも徐氏が柳州で目睹した「搨碑者家」拓本業者によって作られた模造品の一つであった疑いさえ考えられる。雍正六年の出土が事実であれば、それ以前に重刻されたものであるが、それには「天啓三年（1623）龔重得此于柳井中」の跋文があった。徐氏が目睹したわずか十四年前のことである。「天啓」跋文石刻は柳侯祠旧蔵のものとは異なって「上缺一角，失去‘龍’、‘所’兩字」であり、「龍」・「所」は銘文中の第1行・第2行に当たるから、徐氏がいう「後已剥落，而先型宛然」はこれと異なり、むしろ旧蔵のものに近い。いっぽう「天啓」跋文は新出石刻の末尾にあったが、明代のものは「後已剥落」であって徐氏は「天啓」跋文に言及しないから、跋文はなかったのであり、後にこの部分に偽刻されたことも考えられよう。王進家蔵の石刻の石板は左端が不自然に広く、跋文はそこに刻されている。

明代後期における「龍城石刻」の存在は版本との関係からも推測される。『龍城録』は南宋の五百家注本『柳集』に附録されたが⁽⁶⁵⁾、後に偽作であると懷疑され、明刊本ではこれを収めないものもある。五百家注本系統にある蔣之翘輯注本（崇禎六年1633）がそうであり、集末「遺文目錄」に「『龍城録』四十四則」を挙げるが、「一卷共四十四則，非子厚所撰，今刪去」として本文を削除している。いっぽう万曆三八年（1610）、広西巡按御史の呂凶南は柳州に『柳集』の完本が無かったために桂林で善本を求めて刊刻しており⁽⁶⁶⁾、これには『龍城録』

(65) 『直齋書錄解題』卷16「柳先生集四十五卷、外集二卷、別錄一卷、摭異一卷、音釋一卷、附錄二卷、事迹本末一卷」下に「方崧卿既刻『韓集』於南安軍（淳熙十六年1189）、其後江陰葛嶠為守，復刊『柳集』以配之」。

(66) 呂凶南「刻柳子厚全集序」（万曆三八年1610）に「柳以子厚重，而文迺無全本，此屬文獻一大缺陷事。因語郡林丞裕陽，覓得善本，還桂，屬……校而刻之，成以歸于龍城（柳州），

二巻が収められていた⁽⁶⁷⁾。柳州で『龍城録』が子厚の作と認められていたのなら「龍城石刻」の存在も当然承認される。その後、天啓三年に同じく柳州で甯瑞鯉によって呂本の補刻本が作られたが、早くより偽作の疑いのある「河間傳」でさえ削除しないものであった⁽⁶⁸⁾。さらに、呂本より百年近く前、柳州知府の胥文相は『柳祠録』(嘉靖六年1527)を編集しており、「予因摘(柳)侯『文集』中凡居柳之作，有關於治柳者，悉録之。而祠中之諸文，亦附見焉。題曰『柳祠録』，刻置郡齋」⁽⁶⁹⁾、『柳集』中に収める柳州での作に柳侯祠内にあった文(石刻?)を加えて郡齋に備えられた。残念ながら『柳祠録』は今日佚書にしてその内容を知ることはできないが、所拠の『柳集』は『龍城録』を、さらには「龍城石刻」を収めるものであったかも知れない。

明代中期における「龍城石刻」の拓本

呂本・甯本は『龍城録』を録していても「龍城石刻」は拾遺されていないが、少なくとも徐霞客の記録によって崇禎十年以前に「龍城石刻」拓本が通行していたことは確かであり、さらに他の史料によってその時期を遡及することができる。柳城県知県の呉仕訓「柳城重建文惠祠碑記」(天啓三年)に次のようにいう⁽⁷⁰⁾。

銘曰：維貞元間，韓、柳齊聲。……我侯來格，龍江(柳城県)壺城(柳州)，薰風自南，彷彿前旌。福土驅厲，永為民正。

「銘」の末「福土驅厲」の一句は「龍城石刻」の銘文「龍城柳，神所守。驅厲鬼，山左首。福土氓，制九醜」に由来するものと見做してよい。「驅厲」の語は韓愈「廟碑」と『龍城録』にも見えるが「福土」の語は両者に見えない。『龍城録』の「福四民」、「廟碑」の「福我」あるいは「廟碑」の大意から「福土」の語は醸成し得ないとはしないが、「福土・驅厲」の二字語の並列構成は「驅厲鬼，山左首。福土氓，制九醜」という二文の並列表現の冒頭「驅厲鬼」・「福土氓」の三字句から抽出合成されたと考えるべきであろう。柳州柳城県・「文惠祠」柳侯祠との関係は後述する。

俾善貯之」。

(67) 台湾・国立中央図書館蔵。傳增湘『藏園群書題記』(上海古籍出版社1989年)巻12の「明萬曆本河東先生集跋」(p616)に「依濟美堂本翻刻者」。

(68) 甯瑞鯉「補刻河東先生集記」に「獨存者集，則亦患殘闕矣。乃復為補梓，加以考訂。其
中有『河間傳』殊乏雅馴，似非信作，意欲僭削之，而猶懼為泥古者所嗤」。

(69) 『乾隆』柳州府志』巻34「藝文」(31a)「柳祠録序」。

(70) 天啓三年甯瑞鯉補刻本『河東先生集』巻首。

甯瑞鯉補刻本が作られ、柳城県に柳侯祠が重建されたのは天啓三年、つまり王進家蔵石刻にいう「龔重得此于柳井中」の年であることから、石刻の出土はこの年の子厚の顕彰と関係があるように思われるが、さらに早く祝允明「送王先輩納言歸柳州」詩の前半に次のような句がある⁽⁷¹⁾。

攜將柳州劍，獨下瀟湘船。

千里景千變，一山詩一篇。

祝允明（1460-1526）は弘治五年（1492）の挙人。この詩の大意は、柳州に帰省する友人王納言が「柳州劍」を携帯して「瀟湘八景」で知られる洞庭湖・湘江の地を下って行く間、移り変わる風光を満喫して作詩の手を休めないであろうことを謂う。「柳州劍」というが、柳州は刀劍の産地であったわけではない。この「柳州劍」は、容易に携帯できる点、船旅の安全を保障するものである点から見て、固より康熙五三年に桂林から出土した「古劍」でも柳州製の劍でもなく、護符として使われていた「柳州」の「劍」銘、つまり「龍城石刻」の拓本に違いない。「柳州劍」と呼ばれているのは、それに「龍城柳，神所守。驅厲鬼，出七首」とあったからである。「荔子碑」の拓本も航行の護符とされたが、「山之左」に作っていたから明らかにそれではなく、また『龍城録』も「山左首」に作るものであり、「七首」の語は「龍城石刻」のみに見える。「七首」は短劍である。したがって「柳州劍」の語は「龍城石刻」の銘文から生まれたものであり、実際に携行したとすれば拓本を置いて他に考えられない。友人王納言は「歸柳州」つまり柳州の出身であるから⁽⁷²⁾、恐らく祝允明は「龍城石刻」拓本が護符として使われていたことを聞いて知っていた。祝允明は徐禎卿・唐寅・文徵明と共に“吳中四子”と称される文人であり、特に書法に通じていたから、「龍城石刻」に「元和十二年柳宗元」の自署があったかどうかは確定できないが、柳宗元書と伝えられていたであろう「龍城石刻」の拓本を、王納言から贈られていたかも知れ

(71) 『懷星堂集』（四庫全書本）巻7。

(72) 明代に数名の「王納言」がいる。字は允忠、号は北澗、淄川の人、正徳一二年（1517）進士。『淄川縣志』（天一閣藏）「序」に「嘉靖二十五年（1545）春三月賜進士第大中大夫陝西布政司右參政邑人王納言序」。字は惟允、号は椒園、信陽の人、嘉靖八年（1529）進士。『王椒園先生集』（万曆三九年刻）あり。『明史』巻209「王納言傳」に詳しい。また『隆慶』豊潤縣志』（『四庫存目叢書』）は知県王納言修、石邦政纂、隆慶四年（1570）刻。また『四川通志』巻34「選舉・富順（縣）・萬曆二三年（1595）進士」。時代・出身地から見て別人である。その他、『〔乾隆〕柳州府志』巻22「選舉」（6b）の「進士・明・嘉靖二十九年」に「王納言：融縣人，儒子。兩淮巡按」とあり、この兄弟・従兄弟のように思われるが、詩中の「納言」は字の可能性もある。

ない。

この詩によって次のことが知られる。1) 当時、「驅厲鬼，出七首」等の銘文をもつ「龍城石刻」が存在した。2) その石刻は採拓され、船旅の安全を守る護符として使用されていた。3) 湖南地域での航行で使用されていた。「獨下瀟湘船」の全行程には、友人は柳州に帰るのであるから柳江が含まれるとしても、最も洞庭湖およびその南の湘江流域が意識されている。4) 湖湘での安全を保障するものであれば、民間における柳毅説話との結合もすでに成立していた可能性がある。

「龍城石刻」はこの詩が詠まれる以前、おそくとも弘治年間（1488-1505）には存在した。天啓三年に柳井から出土したという百数十年も前のことである。王進家蔵石刻がもっともらしい跋文を付けて偽造されたものであることは、いよいよ明白である。

それ以前では存在を窺わせる史料を知らない。ただ元・陳孚（1240-1313）「馬平謁柳侯廟」詩には

詞華一代日星尊，茶臼村童儼尚存。

山左竟令驅厲鬼，庭中已悔乞天孫。

と詠まれている⁽⁷³⁾。至元二九年（1292）安南に出使した時⁽⁷⁴⁾、柳州を経た時の作である。「柳侯廟」を訪れているから、「龍城石刻」が存在していたならばそれを踏まえているはずであるが、詩には「山左竟令驅厲鬼」という。この句は「出七」ではなく、「山左」に作っているから、「龍城石刻」ではなく、韓愈「廟碑」の「驅厲鬼兮山之左」から出たものである。「山左竟令驅厲鬼」の文意は「驅厲鬼兮山之左」と同様に理解しがたい。その原因はひとえに「山左」二字にあり、「七首」であつたらならば文意は明白であるから、「驅厲鬼，出七首」に作る石刻が存在したならば、「七首竟令驅厲鬼」と詠んだであろう。しかしそのように詠んでいないのはそのように作るものが存在しなかったからであり、このことによって「龍城石刻」は元代初期にはまだ出現していなかったと推測される。

明代前期における“羅池神”の靈異

「龍城石刻」が『龍城録』に拠って偽造され、護符とされたということは不

(73) 『陳剛中詩集』（四庫全書本）卷2「交州藁」、『〔乾隆〕柳州府志』卷38「藝文」（15b）。

(74) 桂林石刻に「至元壬辰，禮部郎中陳孚剛中使交趾」。石刻の所在を『桂林石刻（上）』（桂林文物管理委員會編1981年、p339）は栖霞洞、『中國西南地區歷代石刻匯編（5）廣西省博物館卷』（天津古籍出版社1998年、p57）は華景洞とする。

可思議な霊力・法力をもっていると理解されていたからであり、その原因は神の加護を告げる銘文の内容に求められるのであるが、それには神たる子厚に対する畏敬がなくてはならない。

柳州刺史柳子厚は死して羅池神となり、霊異を示した。「羅池廟碑」に「過客李儀醉酒，慢侮堂上，得疾，扶出廟即死」という⁽⁷⁵⁾。その後、羅池廟とその神は宋代以後重ねて賜号追贈されるようになる。哲宗・元祐七年（1092）の「敕賜“靈文廟”額牒」には顕彰理由を「州境凡有水旱疾疫之灾及公私祈禱，無不感應」として熙寧二年（1069）八月から元祐六年六月までの約二十二年の間に「計十餘次，祈禱感應」であったと報告している。また、徽宗・崇寧三年（1104）の「初封“文惠侯”告詞」にも「祈禳禱祀，如響應聲；水旱疾憂，咸有歸賴」、水害旱魃や伝染病に霊験があり、高宗・紹興二八年（1158）の「加封“文惠昭靈侯”告詞」にも「屬者春夏之交，雨暘愆候，禱焉即應，歲以是豐」という。さらに元代に入ると泰定五年（1328）に“文惠昭靈公”、つまり侯から公に昇格した⁽⁷⁶⁾。この時の追封理由は不明であるが、恐らく宋朝の例と同じく天災、中でも当時一般に行なわれていた祈雨に対して感應を示したことによる追封であろう。明代に入ってからはこのような加封追贈は見られないが、これらとは異なる霊異が報告されるようになる。傅高「重修柳侯羅池廟碑記」（正統九年1444）は宋・元での追封の事から明代に及んで次のようにいう。

歴宋及元泰定戊辰（五年）封曰“文惠昭靈公”，……羅池豈荒唐野水等哉。……池近於寺，洪武、永樂間皆開元寺僧典守，凡公家之稅、廟祀之儀，蓋有常矣。正統戊辰[癸亥]⁽⁷⁷⁾，民數之冊再造。馬平廂民黃彦通者頑蠢殆甚，竊以羅池報為己業，自謂莫敢誰何。噫，僧可欺而神可欺耶。又明年甲子（九

(75) 拙稿「韓愈撰「柳州羅池廟碑」之謎團一撰文、立碑之年代及其撰碑原因」（第四屆柳宗元國際學術討論會『柳宗元研究論文集』小学生拼音報印刷有限公司2009年）。

(76) 傅高「重修柳侯羅池廟碑記」。『〔乾隆〕柳州府志』卷33「藝文」（4a）、『〔民國〕柳州縣志』卷8「藝文」（p39）。

(77) 『府志』は題下に「正統九年」と注す。『縣志』には無記。文中の「明年甲子」は正統の九年であり、胡智の初任時期は同書卷20（26a）には「正統間任」というのみであるが、『〔嘉靖〕通志』卷6（15b）に「正統九年任」というのに合う。しかし「正統戊辰」は正統十三年（1448）であって「明年甲子」に矛盾する。九年の前年ならば「癸亥」である。柳州市地方志編纂委員會辦公室編『柳州大事記』（廣西人民出版社1995年、p22）は景泰元年（1450）としており、これは「正統戊辰」に拠ったものようであるが、『〔嘉靖〕通志』は胡智の後に「陳輝：閩縣人，正統間任」という。これによれば胡智の在任は正統年間でなければならない。

年) 六月辛卯, 廣西憲副胡公智巡歷柳郡, ……或言柳侯廟祀之初, 李儀醉侮, 受禍速矣。……諺云: “柳侯爲神, 顯而有徵。” 洪武壬子(五年) 城柳, 軍士斷碑以砌, 輒崩, 還碑乃以[已]。今羅池見侵於民, 欺侮猶儀。

正統年間に民間人に占有されていた羅池を回収するために羅池神の現わした靈異が挙げられている。「斷碑」というのは蘇軾が大書した韓愈「羅池廟碑」の後半「迎享送神詩」、所謂「荔子碑」である。後に『〔乾隆〕柳州府志』卷18「古蹟」(3b)にも「斷碑: 在柳侯祠内, 唐韓昌黎詩, 宋蘇子瞻大書刻石。……因兵燹中毀棄, 後築外城, 軍士拾得一碑一角, 以砌城, 城輒崩, 因取還, 與原碑合」と伝える。

傳高の記録によれば、「荔子碑」石は切断されて城壁の資材とされた。そうならば「荔子碑」を推拓して護符にすることは物理的に困難であっただけでなく、また情理からいってもあり得ない。しかし「荔子碑」を用いた城壁は崩壊し、廟に還すと止むという靈異が現われた。洪武五年(1372)のことである。記録に「軍士斷碑」と「軍士拾得一碑一角」の相違があるが、いずれにしても碑が毀棄されたのは泰定五年(1328)加封以後であり、恐らく元末明初の兵乱の間のことであろう。そのような靈異があつたかどうかは知る由もないが、柳侯祠内に現存する宋刻「荔子碑」は確かに三片に断裂しており、いずれもほぼ真横に割れて方形を成しているのは人為的に断たれたものようである。

その約三〇年後に柳侯祠が重修されるが、これも靈異の出現によるものであつた。『〔嘉靖〕廣西通志』(一一年1532)卷33「壇廟・柳州府」の「柳侯祠」条(22a)「本朝嘉靖四年(1525)知府楊琅重建」の条下の注はそのことを告げる重要な史料である⁽⁷⁸⁾。まず「韓愈碑“羅池廟”者, 故刺史柳侯廟也」として韓愈「柳州羅池廟碑」の全文を収載した上で次のようにいう。

本朝永樂間重脩記: 羅池廟者, 乃唐刺史柳侯之廟也。……廟貌向南, 水明山秀, 固爲形勝之境。永樂間, 總戎大將韓公(觀)駐車是地也, 夜夢一人幪頭來謁, 覺而問之, 有荅者曰: “此神, 侯之神也。” 公一日親覽祠宇, 見其木朽、瓦落、垣頽、壁壞, 乃捐貲命工重修。迨今年歲久遠, 風雨震凌頽圯尤甚, 不稱神棲。時則有太守曹侯暨諸寮案, 朔望瞻謁, 乃曰……。落成於乙卯(弘治八年1495)⁽⁷⁹⁾春之二月。……

(78) 『柳侯祠文獻彙編』・徐海生「柳侯祠考」(『柳州柳学研究文集』黃山書社2004年、p360) ともに未収。

(79) 「太守曹侯」つまり柳州知府曹某であるが、同書卷8「表・秩官・國朝・柳州府知府」(5ab)に見えず、また『〔乾隆〕柳州府志』卷20「秩官・明・柳州府・知府」(27a-28b)・

「幘頭」とは俗に烏沙帽ともいう。官吏の礼装であり、現存する元代重刻の柳宗元遺像石刻がその服装である⁽⁸⁰⁾。韓觀(?-1414)の柳侯祠重修「永樂間」は一説に永樂三年(1405)とする⁽⁸¹⁾。正統九年(1444)に「柳侯爲神，顯而有徵」と伝える民間の諺は、旱魃・疫病等の天災に対する祈禱に感応した靈驗よりもむしろ明初に続いた、唐代に現れた李儀への崇りの如き、神個人が示した靈異によって形成されたであろう。これらの靈異は柳侯祠重修の度に繰り返して語られている。広西按察使謝肇淛「重脩羅池廟碑銘」(天啓二年1622)に次のようにいう⁽⁸²⁾。

相傳：韓碑蕪沒城下，城築輒崩，掘而出之，迺成；又永樂時，韓大將軍觀駐師羅池，夢覺而謁者，左右曰：“柳侯也。”覺，瞻廟像惟肖，垣壁四墜，新之而行。侯之靈爽不磨，洵是畏矣。天啓改元，余提刑八桂(広西)，柳城令吳君仕訓來告曰：“廟久且圯。”為之瞿然，亟檄守陳君舜道鳩工葺之。……不閱月竣事。

また、吳仕訓「柳城重建文惠祠碑記」(天啓三年)にも次のようにいう⁽⁸³⁾。

廟在羅池。韓公為之記，而沈傳師筆不存。子瞻蘇公續書者也。片石皆靈，來游覽之。仕訓宰柳邑入郡，瞻謁儼雅，坐立碑前，不肯去，以白總憲謝公，命脩葺其廟貌，因記其事，親洒墨妙，勒諸貞珉矣。迺柳邑城北舊有柳祠，

『〔嘉慶〕廣西通志』卷13「職官表・明・洪武朝」卷30「職官表・明・嘉靖朝」にも見えない。いっぽう同書の成立した嘉靖十一年以前、「乙卯」歳を求めれば宣徳十年(1435)・弘治八年(1495)があり、誤字がなければ、「永樂間……。迨今年歳久遠」であるから弘治八年が適当であろう。

(80) 拙稿「中国柳州市柳侯祠藏柳宗元石刻遺像考」(『彦根論叢』386号、2010年)の図版を参照。

(81) 『柳州大事記』(p20)。その根拠は不明。『明史』卷166「韓觀傳」に「桂林右衛指揮僉事。洪武十九年討平柳州、融縣諸蠻，累遷廣西都指揮使。……二十九年召還。……建文元年練兵德州。……命佩征南將軍印，鎮廣西，節制兩廣官軍。……(永樂)四年大發兵討安南，詔觀畫方略。……五年，觀旋師抵柳州。……九年拜征夷副將軍，仍佩故印，總兵鎮交趾。……十二年九月卒」、『〔乾隆〕柳州府志』卷39「紀事」(8a)に「(永樂)四年，詔韓觀大發兵討安南，柳潯諸蠻乘觀出，復叛。五年，觀旋師抵柳州」。また『〔萬曆〕廣西通志』卷10「祀宇・柳州府」(5b)・『〔乾隆〕柳州府志』卷17「壇廟・馬平縣」(2a)の「柳侯祠」条に節録。『〔乾隆〕柳州府志』卷24「名宦」(19b)に伝あり。洪武十九年(1421)から永樂十二年(1414)まで重ねて広西に出兵しているが、永樂三年に柳州にいたことも未詳。

(82) 江中柱点校『小草齋集』(拋天啓刻本、福建人民出版社2009年)「小草齋文集」卷16(p344)に収めるが、誤・脱・衍等の誤りが多い。呂本は謝氏手書(行書)のそれを刻しており、これに従うべきである。

(83) 天啓三年甯瑞鯉補刻本『河東先生集』卷首。

圮於萬曆己卯（七年），邦人以龍江上之館舍為祠，茲復傾壞。

「片石皆靈」とは「子瞻蘇公續書者」、蘇軾書「荔子碑」、つまり先の「斷碑」のことである。それが「來游竇之」、宝とされたのは「片石」に切断されていたにも関わらず、「皆靈」と考えられていたからである。

「荔子碑」の拓本が護符とされるようになるのは当然「斷碑」が廟に回収されてからのことであり、それに先行して「龍城石刻」拓本が護符とされていたとは考えにくい。そもそも「龍城石刻」の銘文は「荔子碑」と同じく柳州と柳民への加護を約定するものであり、しかも「荔子碑」より明確・直接的な啓示の形をとっている。「荔子碑」でさえ無残に破壊放置され、石材に利用されるという無礼不敬の行なわれる状況下あるいはそれを座視容認するが如き民情下にあっては、『龍城録』の銘文を改易して石刻を偽造することは意味のない行為である。「荔子碑」の靈異の出現とそれによる柳民の畏敬の醸成するに俟って偽造されたと考えるべきである。さらにいえば、誰が偽造したものであれ、明初の柳州混乱期においては州民にその偽造を画策するような心理的余裕もなかったのではなかろうか。韓觀による柳侯祠重修後の宣徳年間（1426-1435）にも柳州周辺少数民族の反乱は続き⁽⁸⁴⁾、正統八年（1443）にようやく小康を得て柳州の戸籍調査が行われて羅池が回収され、その翌年に「諺云：柳侯爲神，顯而有徵」として羅池神の靈異を挙げ、「柳侯羅池廟」が重修される。「龍城石刻」の出現はここに至って準備されたといえよう。弘治年間（1488-1505）以前の下限は正統九年（1444）まで遡ってよいのではなかろうか⁽⁸⁵⁾。

V 「龍城石刻」と柳城県

以上の考察は柳侯祠に伝わる「龍城石刻」についてであるが、柳州馬平県のそれであり、じつは馬平県の北西に隣接する柳城県にも柳侯祠があり、清代の

(84) 『明史』卷166「山雲傳」(宣徳二年) 明年，柳、慶蠻韋朝烈等掠臨桂諸縣。……四年春，討平柳、潯諸蠻。……廣西自韓觀卒後，諸蠻漸橫。云以廣西兵少，留貴州兵為用，先後討平潯、柳、平樂、桂林、宜山、思恩諸蠻。九年又以慶遠、鬱林苗、瑤非大創不服。

(85) ただし周辺少数民族の反乱は景泰元年（1450）から成化年間（1465-1487）初期まで再び盛んになる。于謙「議處廣西夸情疏」(『粵西文載』卷5)に「景泰元年，(岑)瑛從征廣東，韋萬秀復糾本縣，馬平縣五鄉首賊藍伽等劫掠，今經四年未平」、万祥の奏（弘治十一年）に「兩廣地自景泰初年調廣西官軍從征廣東，各山洞賊乘機竊發，高山之瑤日下平地，深洞之壯時進近村。天順、成化以來大肆猖獗」(『柳州大事記』p26)。

拓本護符は柳城県で発行されている。管見の限り、今日までの議論でこのことに言及したものはないが、一考に値する。

「龍城石刻」の「柳城縣印」

先に触れたように清人の記録によれば「龍城石刻」拓本には「柳州府縣官三印」「今人鈐以柳州府及經歷司、柳城縣三印」があった。筆者の調査では現存する拓本では少なくとも次のような二種類が知られる。

甲種			乙種		
司歷柳	府柳	縣柳	經柳	府柳	縣柳
獄司州			歷州		
司兼府	印州	印城	司府	印州	印城
印管經			印府		

いずれも拓本の上方の余白に押されており、中央の印が最も大きく（方8cm、約二寸五分）、左右二印はほぼ同じ大きさで、やや小さい（方6.3cm、約二寸）⁽⁸⁶⁾。いずれも満文は篆書体であるから乾隆一三年（1748）以後のものであり⁽⁸⁷⁾、具体的には甲種の印文（印影）は右から「柳城縣印」・「柳州府印」・「柳州府經歷司兼管司獄司印」（乾隆三年以後?）⁽⁸⁸⁾、三印とも右から漢文篆書・満文篆書の二言語から成り⁽⁸⁹⁾、乙種は「柳城縣印」・「柳州府印」・「柳州府經歷司印」、三印とも漢文篆書・満文篆書とその中間に満文楷書小字一行（咸豐年間）⁽⁹⁰⁾を加え

(86) 『大清（雍正）會典』卷68「禮部・鑄造」によれば外府宣撫司は方二寸五分、外県は方二寸一分、府経略司は方二寸。

(87) 官印の満文が楷書から一律に篆書（府・県は垂露篆）に改易されたのは乾隆一三年。片岡一忠『中國官印制度研究』（東方書店2008年、p287）に詳しい。

(88) 柳州府の司獄司は乾隆三年に經歷司に兼管されたものと思われる。『〔嘉慶〕廣西通志』卷36「職官表・國朝・柳州府」（7a）に「經歷司經歷一人。……司獄，乾隆三十一年裁。〔司冊〕」。たとえば「平樂府」に「司獄，乾隆三十二年裁，事歸經歷。〔司冊〕」。

(89) 北京図書館に「各地8036」・「各地11002」等数枚を所蔵。陳俊「柳州“龍城石刻”之流變」（前掲）にも柳州博物館所蔵21枚の特徴が紹介されているが、「柳州府經歷司印」には言及がないから、すべて甲種であろうか。なお印文は「八思巴文」パスパ文字ではなく、清朝の公用語である満洲語文字。

(90) いわゆる「中行加添字様」。官印が紛失して再鑄造した場合、年月・省・官・衙門等が満文楷書で中間に加えられた。アヘン戦争の勃発した道光十九年（1839）に始まる。『中國官印制度研究』（p338）に詳しい。乙種の「中行加添字様」は共に咸豐年月を加えるものであり、満文は「gubci elgiyengge i ? ci aniya uyun (?) biya」、「皆が豊かであるの?番年九 (?) 月」「咸豐?年九 (?) 月」のように読める。柳州府は咸豐六年に大成軍（李文茂）によって陥落し、八年六月に清朝軍によって奪回されるが、十月にまた大成軍（陳宝等）によって

る⁽⁹¹⁾。注目したいのはいずれにも「柳城縣印」があり、しかも筆頭に押されているという点である。清朝柳州府の治は馬平県に置かれており、したがって「柳州府印」・「柳州府經歷司印」等の官署も馬平県にあり、また「龍城石刻」も馬平県の柳侯祠内にあったが、「龍城石刻」拓本の県官印はいずれも「柳城縣」であり、現在のところ、「馬平縣印」の押されているものを知らない。「柳城縣印」が押されているということは柳城県で発行され、柳州府が認可したわけであり、常識的にはその石刻も柳城県に在ったと考えるべきではなかろうか。

地理的關係についてはこれまでの議論では顧慮されたことがなかった。そもそも石刻にいう「龍城」は柳州の旧郡名であり、子厚が「柳州寄京中親故」(巻42)に「勞君遠問龍城地，正北三千到錦州」、「種木榭花」(巻42)に「祗因長作龍城守，剩種庭前木榭花」と詠むのも柳州を指す。現に柳侯祠は唐の柳州の附郭である馬平県にあり、羅池も現存する。これを自明の事実として地史が顧慮されることがなかったのである。たしかに明の徐霞客の記載する所も明らかに馬平県のそれである。ただし「余囑再索幾紙，其人欣然曰：“此易耳。即爲公發硎出一石搨，乃新摹而纔鐫之者。”問：“舊碑何在。”曰：“已碎裂。今番不似前之剝而不全矣。”」といって馬平県柳侯祠の石刻の所在を告げず、「已碎裂」であって「新摹而纔鐫之者」つまり新たに摸刻するというのは不可解であり、すでに存在していなかった、あるいは馬平県には無かったとも考えられよう。しかし清代において「柳城縣印」等のある拓本はいずれも「天啓三年」跋を刻したものであり、それは柳州知府王錦が「勝廟中石刻遠矣。茲已鳩工重修柳祠落成⁽⁹²⁾，時即將此殘碣仍砌祠下」というように、馬平県の柳侯祠に置かれたものである。さらに北図拓本には「龍城石刻」拓本の下部に宋思仁摸刻「唐柳侯劍銘」を搨印した、つまり同紙二石刻搨印の全套本があり、その最上部の余白に三官印を有するものが数枚所蔵されている⁽⁹³⁾。行首に「唐柳侯劍銘」と題して「龍城石刻」の銘文十八字を自ら臨摸大書して落款に「大清乾隆四十二年

占領され、十年に湘軍によって奪回される。

(91) 北京図書館蔵「軸748」・「各地3161」・「各地8039」。『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・唐・029』所収「龍城刻石」(p130)。

(92) 『〔乾隆〕柳州府志』巻36「藝文」(46a) 王錦「重建柳劉二公合祠碑記」(乾隆二九年)、また巻36「藝文」(41a) 楊廷璋「重修柳侯祠記」(乾隆十二年)、巻38「藝文」(36b) 范赫「乾隆丁卯(十二年)重修羅池廟落成」詩、同(28a) 楊廷璋「柳侯祠告成」詩。

(93) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編・清・074』(p6) はその一つ。

(1777) 仲冬宋思仁摩」という⁽⁹⁴⁾。宋思仁(1730-1807)は柳州知府⁽⁹⁵⁾、石刻は柳侯祠内に現存する。

しかし柳侯祠は馬平県だけでなく柳城県にもあり、さらに柳城県は「龍城石刻」発祥の地と考えられていた。『〔乾隆〕柳州府志』巻2「地輿」(4a)の「柳城県」の条に次のようにいう⁽⁹⁶⁾。

柳城在郡城(柳州城)上游,相距八十里。……城外則有柳侯祠,相傳:子厚所書「龍城柳」故迹,實肇於此。

また『〔民國〕柳城県志』巻3「壇廟」に「柳侯祠在縣治南門外、河濱,本祀唐文惠侯柳宗元,相傳:即子厚所書「龍城柳」故址⁽⁹⁷⁾」といって踏襲し、敷衍する。この「相傳」は「龍城石刻」の出現後のことであり、すでに清初ではそのように考えられており、しかも柳州府によって公認されていた。それを示す物的証拠が「龍城石刻」拓本の「柳城県印」であり、その上官の「柳州府印」である。

柳城県と龍城県

柳州の歴史を振り返れば、治は唐・宋では馬平県に置かれていたが、南宋末に蒙古軍が南下したことによってその北西にある柳城県に遷り、元代を経て明代に至って馬平県に復し、清代を経て今日に至る。『〔乾隆〕柳州府志』巻4「山川・馬平縣」(4b)に

羅池:本在舊州治。宋末徙州治於龍江,州人復鑿池於廟左,以誌(柳)侯德。……
 というのによれば、柳城県に遷治すると新たに羅池が掘られ、羅池廟が築かれ、さらに馬平県にあった子厚の衣冠墓までが造営された。巻18「冢墓附・馬平縣」(16a)に

唐柳州刺史柳宗元墓:在羅池街後。按:宗元原居於古州(柳州)治,其視

(94) 『中國西南地區歷代石刻匯編(7) 廣西省博物館卷』(p42-44)、『柳侯祠石刻注釋』(p107-111)。

(95) 宋思仁は書を善くし、書画の蒐集家でもあったばかりか、かつてわずか一年弱ではあったが柳州知府代理となった。柳侯祠現存の石刻に「詠柳侯墓」詩に「乾隆四十二年仲冬署柳州郡守宋思仁」、「謁唐司戸參軍去華劉(賁)先生祠」(擬題)詩に「大清乾隆四十二年仲冬上浣署柳州郡守句吳宋思仁」。『〔嘉慶〕廣西通志』巻52「職官表・國朝」に「署柳州郡守」のことは見えず、「乾隆四十年」に「宋思仁:江蘇長洲人,增貢,橫州知州」、「乾隆四十三年」に「宋思仁:西隆知州」というのみ。

(96) 後に『〔民國〕柳城県志』巻3「壇廟」(p29)にも「柳侯祠在縣治南門城外河濱,奉祀唐文惠侯柳宗元。相傳即子厚所書「龍城柳」故址。清同治十年知縣麥文震重修」。

(97) 民国二九年、何其英等修。成文出版社「中國地方志叢書」第127号、拋民国二九年鉛印本影印(p29)。

雖扶歸而封土尚存。宋末，柳人遷廟於龍江，仍封土於祠後，以誌不忘。

という。このような環境整備だけではなく、そこには子厚遺像石刻、子厚撰「柳州文宣王廟碑」等の文物も移された⁽⁹⁸⁾。いわば馬平県にあった柳宗元の遺蹟が柳城県に再現され、その地で祭祀が継続されたのである。

柳城県は北宋・景德三年(1006)の改名であり、それ以前及び唐代では龍城県の地であった。柳城県に柳侯廟等が築かれたのは臨時の措置であり、元代に馬平県の柳侯廟が健在したことは先の元・陳孚「馬平謁柳侯廟」によっても明らかであり、州治も明代には馬平県に復歸して清代に継承された。現に至元三〇年(1293)に重刻された「子厚遺像」の柳州路総管李口の跋文に「遺像舊有石刻。歲在己未，天兵南下，柳人奉以遷于新城(柳城県)。歲月燬裂，今再刻之，復置于原廟，俾往來者得以瞻禮」という⁽⁹⁹⁾。「原廟」とは馬平県の柳侯廟を謂い、石刻は祠内に置かれて今日に至る。つまり唐代から一貫して柳侯祠は馬平県が本来の所在地であり、それは柳州の誰もが知る所であった。そうであるにも関わらず、なぜ「馬平縣印」ではなく、「柳城縣印」が押されたのか。その原因は「龍城石刻」の「龍城」二字の地が唐の「龍城」県と見做されたことを措いて他に考えられないが⁽¹⁰⁰⁾、その根拠を与えたのもやはり『龍城録』・『彦周詩話』であつたらう。

『龍城録』・『彦周詩話』等が「白石」に刻されていたという銘文の内容は同じであるが、冒頭の記載はやや異なっている。『詩話』には「柳子厚守柳州日，築龍城，得白石」というが、『龍城録』には「羅池北，龍城勝地也」という。「守柳州日，築龍城」の表現では柳州と龍城が区別されており、その白石は「柳州」刺史であつた時に「龍城」県で発見されたと理解可能である。先の郭則澐『十朝詩乘』に引く「柳子厚『龍城録』載：“龍城在柳州羅池北，……”」が『龍城録』に無い「柳州」を敷衍しているのもそのような理解を示す。『龍城録』の「龍城」は柳州を謂い、旧名を使ったものであるが、『詩話』はなぜ『龍城録』の記載を換えたのか。「羅池北，龍城勝地也」という地理関係を俯瞰的に解釈するならば、その「龍城」は柳州の中の龍城県を指すとも取れる。「羅池北」が具体的にどの範囲を指すのか明確ではないが、仮に羅池の北岸一帯を指すので

(98) 詳しくは拙稿「中国柳州市柳侯祠藏柳宗元石刻遺像考」(『彦根論叢』386号、2010年)。

(99) 復元文は拙稿「中国柳州市柳侯祠藏柳宗元石刻遺像考」(前掲)。

(100) ただし清代において太平国の乱の時期、咸豐七年(1857)に大成軍(李文茂)は柳州府を陥落して龍城府と改名した。

あれば、当時そこが荒蕪の地であったことは「井銘并序」（巻20）・「柳州東亭記」（巻29）に描く城北や城東の状景によっても容易に想像されることであり、「龍城」を柳州の別称とするならば、そこが柳州随一の景勝地であったとはいえない。子厚が柳州の「勝地」としたのは、「柳州山水近治可游者記」（巻29）につぶさに描くように、むしろ州城の南であった。つまり城内にあった「羅池」の「北」ではない。なお、「龍城石刻」を子厚作とする説では韓愈「羅池廟碑」を「龍城石刻」に拠ったものと見做すわけであるが、「廟碑」には「鵝之山兮柳之水」とあるように、柳州の治のあった馬平県の地理が意識されており、しかも鵝山・柳江は「羅池」からいえば南に当たる。「鵝之山兮柳之水」は「柳州山水近治可游者記」や「登柳州峨山」詩（巻42）の作を知る者の表現なのであり、韓愈はそれらの作品を踏まえて文を作った。いっぽう龍城県は羅池のある馬平県の北やや西に隣接しており、俯瞰的にいえば「羅池北」であり、また確かに「龍城勝地」でもあった。柳城県知県の張鈞「唐柳州刺史柳公祠碑記」（乾隆五一年）には次のようにいう⁽¹⁰¹⁾。

柳城（県）在桂_林省治之西，郡城（柳州府城）之北。其地，山水奇秀，風日清曠；每春之交，瘴癘亦少。人物邑居之繁，麻象秔稻之利，實分柳郡之餘風而處其上。

したがって『彦周詩話』のいう「龍城」は、さらに『龍城録』のいう「龍城」も、柳州の郡名である旧名と解する必要はなく、つまり県名の一致だけでなく、地理的にみても龍城県に合致するともいえるわけである。柳城での「相傳」には一定の道理があった。すでに「龍城」を柳城県と考えるのが当地での通念となつて「相傳：子厚所書「龍城柳」故迹」が形成され、そのために柳城県に求めて「柳城縣印」が押されたと考えられる。「相傳」は乾隆二八年の『府志』に見えるから、明代の旧志の記載を踏襲していることは十分考えられるが、少なくとも清初以前に形成されていることは確かであり、いっぽう下限は馬平県の羅池廟等子厚遺跡が移されて間もない元初ではなく、さらに伝聞されて人々の記憶にまだ残っている頃、つまり元代の間ではなく、州路の治が柳城県から遷った明代の可能性が高い。宋末から百年三世代以上を経た明初の人々の記憶の中には柳城県のそれが宋末の乱を避けて移設されたものであるという歴史理解はなかったのではなかろうか。明代に入ってから柳城県の柳侯祠は馬平県に移さ

(101) 『[民國]柳城縣志』巻8「藝文」(p83)。

れることはなく、また廃止されることもなかった。

柳城県柳侯祠と「龍城石刻」

今日存在する拓本の官印は、筆者の知る限り、いずれも清朝（乾隆以後）のものである。しかし「(柳城県) 城外則有柳侯祠，相傳：子厚所書「龍城柳」故迹，實肇於此」と伝承され、かつ「柳城縣印」を有するとなれば、「龍城石刻」が柳城県に存在していたことは十分考え得る。仮に存在したのであれば柳侯祠に置かれていたはずである。

柳城県に柳侯祠が再建されて以来、何度か重修されている。先の知県張鈞「唐柳州刺史柳公祠碑記」に

郡（柳州）城北向有公祠及墓，邑（柳城県）之南獨建廟宇，年久頽廢。予思公之遺愛，乙巳秋葺而新之。

というのは乾隆五〇年（1785）のことであり、「天啓三年」跋文石刻が献上される乾隆二八年の二十二年後のことである。それ以前では雍正七年（1729）に南門外河濱に重建されているから、「年久頽廢」とはこの約五十六年間のことを謂う。明末清初の戦乱期以前、崇禎十年（1637）に馬平県を訪れた徐霞客はその地で拓本を入手しているが、石刻の存在について問うても「已碎裂」といって所在を告げられなかった。このことも馬平県にあったことを懷疑せしめる。さらにその約半世紀前、呉仕訓「柳城重建文惠祠碑記」（天啓三年）には次のようにいう⁽¹⁰²⁾。

迺柳邑城北舊有柳祠，圯於萬曆己卯（七年），邦人以龍江上之館舍為祠，茲復傾壞。

その「銘」にいう「福土驅厲」の語は「龍城石刻」の銘文に由来するものであったから、当時、石刻は柳城県の柳侯祠に置かれていたと推測できないこともない。

「碑記」によれば、柳城県「城北舊有柳祠」の柳侯祠は万曆七年（1579）に崩壊し、天啓三年（1622）に重建される。成化七年（1471）に県学が城内の北隅に遷されているから⁽¹⁰³⁾、「城北舊有柳祠」とは県学に併設されたものに違いなく、それ以前では柳城県の県学は洪武三年（1370）に県治の西南に築かれており、成化十四年に県治の東に遷されるから、柳侯祠は成化七年から万曆七年まで城北に

(102) 前掲の天啓三年甯瑞鯉補刻本『河東先生集』巻首。

(103) 以下の県学と柳侯祠の年代については拙稿「中国柳州市柳侯祠藏柳宗元石刻遺像考」(『彦根論叢』386号、2010年)に詳しい。



あった。万曆三〇年（1602）刻『殿輿要纂』巻1「柳城縣圖」では「柳侯祠」は西北に「儒學」つまり県学は南東に位置しているが（図版を参照）、これは万曆以前の旧志によったものであろう⁽¹⁰⁴⁾。成化十四年になぜ県学のみ移設されたのか未詳であるが、柳侯祠が崩壊したのは成化七年から万曆七年までの百年の間にあり、その後は重修されることがなく、廢墟になっていた。

「龍城石刻」の出現は晚くとも弘治年間（1488-1505）以前にほぼ断定してよいが、柳城県柳侯祠との関係からいえば、成化から万曆における廢墟の間に柳城

(104) 明・柳城県の築城は方志に明記されていないが成化九年であろう。『〔嘉靖〕廣西通志』巻32「城池」（8b）に「柳城縣在龍江西，舊無城。成化間都御史韓雍委知府何楚英始築磚城，高一丈五尺，厚一丈餘，周三百一十一丈，無池，西南以大江為壑，門三：曰南門，曰西門，曰北門」。巻6「秩官表」（2b）・巻42「名宦」（28b）によれば韓雍は成化六年に左都御史提督兩廣兼理巡撫、十年に致仕。『〔万曆〕廣西通志』巻25「名宦」（18a）に「何楚英：……歷陞柳州知府，捐俸修學，城舊土壘，不足保障，即易以石」、『〔乾隆〕柳州府志』巻20「秩官・柳州府・知府」（27b）に「何楚英：成化九年」。また『〔民国〕柳城縣志』巻3「城垣」（p27）に「又有外羅城，周圍凡四百餘丈，為門三，係明萬曆時知縣邱雲霄創建，知縣余光裕繼續竣工」というが、『〔乾隆〕府志』巻20「秩官・柳城縣・知縣」（34b）によれば邱雲霄は「嘉靖間任」。

県で石刻が偽造されたとは考えにくい。そこで弘治年間を下限として成化年間（1465-1487）あるいはそれ以前、上限は府治が馬平県に復旧して柳城県柳侯廟の由来が忘れられる明初に求められる。この時期はまた「荔子碑」の靈異によって畏怖されるようになった洪武年間以後にも重なる。そもそも「龍城石刻」がなぜ偽造されたのか、その意図は銘文の中にある。石刻は神の啓示を記したものであり、それは子厚に宣託する形をとっている。また石刻の偽造は子厚を神格化するものであってその出現には子厚に対する畏敬が前提となる。そのような石刻の出現そのものが靈異であった。さらに上限を限定すれば、柳州全体にわたる明初の混乱が小康を得た正統九年（1444）以後の可能性が考えられる。そこで柳城県が龍城県と理解されて「龍城石刻」が柳城県で偽造されたならば、その時期は正統年間（1436-1449）から成化年間（1465-1487）、十五世紀中葉に求められよう。また、かりに柳城県で偽造されたとすれば、「龍城石刻」が乾隆年間初期に馬平県柳侯祠に在ったことは確かであるからその間に柳城県から馬平県に移管されたのである。しかし現時点ではそれらを考証する資料を欠き、すべて臆測の域を出ない。柳城県での偽造と年代の説は可能性の一つとして提示するに止め、待考としておく。

おわりに

「龍城石刻」は韓愈「柳州羅池廟」の「迎享送神詩」（後の「荔子碑」）の拠る所ではなく、それに拠って北宋に柳宗元に仮託された偽撰『河東先生龍城録』にヒントを得て銘文中の「山左首」三字を「出七首」に改易して偽造されたものである。したがって「龍城石刻」は柳宗元手書ではあり得ず、また宋人の摸刻でもない。刻銘の石板が「白石」ではなく、また「元和十二年柳宗元」の自署を有するのもそのためである。さらに乾隆二八年献上の王進家藏石刻に至っては偽刻に偽刻を重ねたもの、つまり子厚の善くした「章草」書体で書き、隅の数文字を破損させ、自署を字「子厚」から「宗元」に換え、「天啓三年龔重得此于柳井中」の跋文を加えるなど、凡そ柳侯祠旧藏の偽刻で懷疑された諸点を払拭すべく、巧みに作られた贗物の傑作であるといえよう。次に、「龍城石刻」偽造初出の時期は弘治年間（1488-1505）以前に求められる。さらにこれを限定すれば、元末明初には羅池廟にあった「荔子碑」さえ破壊され、石材とされたが、洪武五年（1372）以後に柳宗元の現示によるとされる靈異が頻出する。これらが同じく靈異である「龍城石刻」の出現を容易にしたのではなかろうか。

そうならば偽造は弘治年間以前の明代前期に行なわれた。また、「天啓三年」跋文に馬平県の柳井から出土したと刻されているにも関わらず、拓本には「柳城縣印」が押されているが、それは「龍城」が柳城県の唐名である龍城県と理解されたこと、柳城県に柳侯祠が築かれたことに因る。ただし最初の偽造が柳城県で行なわれたかどうかについては可能性なしとしないが、確証を欠く。また、石刻は羅池廟での祭祀と民間信仰を背景として明代から採拓され、重ねて摸刻・翻刻されて拓本が流布して行くが、洞庭湖周辺までに及んで航行安全の護符として珍重されたのは民間における柳毅説話との結合に由る。広西柳州から洞庭湖へ伝わり、さら長江を経て江南地方にまで渡って湘軍のいわば代名詞ともなったことは、柳宗元研究は固より、太平天国研究史でも知られていないのではなかろうか。「龍城石刻」拓本はわずかに縦半尺横一尺半の紙片に過ぎないが、その神の法力は華南地域一帯、中国の南半分に及んだ。

「龍城石刻」は「天啓三年」跋文を有するもの以外にも、すでに明末清初において数種類あった。それらはいかなる関係にあるのか。その拓本は筆者の初歩的な調査によっても五〇枚近く現存する。恐らく大半が清拓である。また明末から民国までの間で、「龍城石刻」を著録する文献史料も多く、現在筆者の掌握している所でも四〇種に上る。自署・跋文を含む刻石内容・字跡や石刻の破損部分・形態・大きさ・字径・官印の有無および印文等々、多方面からの調査と記録の比較を経て再考する必要がある。

(2011. 1. 7)

* 本稿は平成22年度（2010年）科学研究費補助金（課題番号20520328）による研究成果の一部である。